

第2次
福崎町男女共同参画基本計画
【素案】

令和8年(2026年)7月

福 崎 町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 SDGs(持続可能な開発目標)との関係.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 本町の概況.....	5
1 男女共同参画を取り巻く動向.....	5
2 統計データからみた本町の現状.....	9
3 町民意識調査結果.....	23
4 第1次計画数値目標の達成状況.....	32
5 課題のまとめ.....	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 施策体系.....	38
第4章 施策の方向と内容.....	39
基本目標1 誰もがお互いの人権を尊重し合う社会の実現.....	39
基本目標2 すべての女性が活躍できる社会の実現.....	46
基本目標3 男女共同参画を推進する教育の充実.....	52
基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	57
基本目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実.....	65
第5章 計画の推進体制.....	72
1 推進体制の整備.....	72
2 推進のための連携強化.....	72
3 計画推進のための活動基盤の整備.....	73

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

この男女共同参画社会の実現に向け、国は平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」を策定し、令和8年(2026年)3月には「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女共同参画社会の形成の促進に関するさまざまな施策の推進が図られている状況です。

しかしながら、令和7年(2025年)に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は148か国中118位と、主要先進国(G7)の中で最下位、OECD諸国でも最下位層という結果となり、依然としてジェンダー・ギャップを解消するための取り組みが求められている状況です。

福崎町(以下「本町」という。)では、平成28年(2016年)3月に「福崎町男女共同参画基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、令和3年(2021年)3月には同計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策を展開してきましたが、令和7年(2025年)9月に実施した「福崎町男女共同参画に関する町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)では、依然として固定的な性別役割分担意識が存在していることが明らかになりました。

このたび、第1次計画の計画期間が終了することから、町民意識調査の結果と、第1次計画の取り組みの成果・課題を踏まえつつ、第1次計画策定以降の社会情勢の変化や国の「第6次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2030」等を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するための計画として「第2次福崎町男女共同参画基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- 本計画は、本町のまちづくりの指針を示す「福崎町第6次総合計画」に基づく分野別計画に位置づけられ、男女共同参画社会の推進における具体的な計画として示すものです。また、本町の関連計画との整合を図るとともに、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2030」等を踏まえ策定するものです。

3 SDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における、令和12年(2030 年)までの国際社会共通の目標です。17の目標(ゴール)と、それらを達成するための169の具体的な目標(ターゲット)で構成され、令和12年(2030 年)までの長期的な開発指針として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざしています。

「福崎町第6次総合計画」では、本町の将来像を「活力にあふれ 風格ある 住みよいまち」とし、さまざまな施策をSDGsの目標と関連付けて、まちづくりに取り組んでいます。

本計画においては、以下に掲げるSDGsの6つの目標を意識し、本計画の着実な推進を図ること
で、SDGsの達成につなげていきます。

本計画と関係するSDGs



4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。
ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応した施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

本計画の期間

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
本町			第2次福崎町男女共同参画基本計画 (令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度))									
			福崎町第6次総合計画 (令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度))									
国			第6次男女共同参画基本計画 (令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度))									
兵庫県			ひょうご男女いきいきプラン 2030 (令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度))									
			兵庫県DV防止・被害者保護計画 (令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度))									
			ひょうご困難な問題を抱える 女性への支援計画 (令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度))									

5 計画の策定体制

(1) 町民意識調査の実施

本計画の策定にあたっての基礎資料とするため、町民を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画について町民の意識等の実態を把握しました。

町民意識調査の概要

調査対象者	本町に居住する 18 歳以上の方の中から無作為に抽出した 1,500 人
調査期間	令和 7 年(2025 年)9 月 5 日～令和 7 年(2025 年)9 月 25 日
調査方法	郵送配布、郵送回収・WEB 回答
回収状況	有効回答数 713 件(有効回答率 47.5%)

(2) 第 2 次福崎町男女共同参画基本計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関、公募による町民、町長が必要と認める方からなる「第 2 次福崎町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、専門的な見地や町民の視点からの意見交換を行いながら、本計画についての審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画(案)について、町民の皆さまからのご意見を反映するため、パブリックコメントを実施し、提出されたご意見を踏まえて最終案を取りまとめました。

第2章

本町の概況

1 男女共同参画を取り巻く動向

(1) 国際的な動向

- 昭和50年(1975年)、国際連合(以下「国連」という。)が提唱した「国際婦人年」を契機として、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。
- 昭和54年(1979年)、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、締約国に対し、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を執り、慣習や慣行など個人の意識改革を求めています。
- 平成7年(1995年)、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、ジェンダー平等をめざす取り組みの指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取り組みが行われました。
- 平成17年(2005年)にニューヨークで開催された「第49回国連婦人の地位委員会」(北京+10)では、「北京宣言」及び「行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
- 平成23年(2011年)には、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性開発基金(UNIFEM)という既存のジェンダー平等に関連する4機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が発足しました。
- 平成27年(2015年)には、「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際的な指標としてSDGs(持続可能な開発目標)が定められました。SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、目標5では、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が示されています。

(2)国内の動向

- 昭和50年(1975年)の「世界行動計画」を受けて、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定されました。
- 昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」を批准し、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、平成8年(1996年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 平成11年(1999年)には、国、地方公共団体をはじめ国民が男女共同参画社会実現への取り組みの一層の推進を図るため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これを受け、平成12年(2000年)には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13年(2001年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が成立し、令和7年(2025年)には同法の改正が行われ、接近禁止命令等の禁止行為の追加が定められました。
- 平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられました。令和7年(2025年)には同法の改正が行われ、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。また、従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となりました。
- 平成28年(2016年)には、SDGs推進本部が設置され、「SDGs実施指針」が決定されました。同指針では、SDGsの担い手として女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。
- 平成30年(2018年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則としています。また、令和3年(2021年)には同法の改正が行われ、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取り組みの促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国及び地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。
- 平成30年(2018年)には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が成立しました。ワーク・ライフ・バランス実現のため、長時間労働の是正や、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられました。

- 令和5年(2023年)には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解が十分でないことから、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現することを目的として「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。また、同法の規定に基づき、令和8年(2026年)6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。
- 令和6年(2024年)には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を支援するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化が定められました。
- 令和6年(2024年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律は、女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現することを目的としています。
- 令和7年(2025年)には、「独立行政法人男女共同参画機構法」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。これにより、独立行政法人男女共同参画機構が令和8年度(2026年度)に新設されるとともに、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成をより効果的に進めるため、関係者同士の連携や協働を促進するための施策に取り組むよう努めることとされました。また、地方公共団体については、関係者の連携・協働を進めるための拠点として、男女共同参画センターの機能を果たす体制を、単独または他の団体と連携して確保するよう努めることとされました。
- 令和8年(2026年)3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」では、「第5次男女共同参画基本計画」の取り組みを引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画の取り組みを進め、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく情報公表の取り組みの充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取り組み等を強化しながら取り組むとしています。

(3)兵庫県の変向

- 平成13年(2001年)に「ひょうご男女共同参画プラン21(第1次兵庫県男女共同参画計画)」が策定され、平成14年(2002年)には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。令和8年(2026年)には、第5次計画として「ひょうご男女いきいきプラン 2030(第5次兵庫県男女共同参画計画)」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。
- 平成18年(2006年)に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定され、令和6年(2024年)には、第5期計画として「兵庫県DV防止・被害者保護計画」が策定され、配偶者等からの暴力のない社会と被害者の立場に立った支援の実現に向けた施策が推進されています。
- 困難な問題を抱える女性が誰ひとり取り残されることのない社会の実現をめざし、令和6年(2024年)に「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」が策定されました。
- 婚姻が認められていない同性カップルや、さまざまな事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりをめざすため、令和6年(2024年)4月には「兵庫県パートナーシップ制度」が開始されました。

(4)本町の取り組み

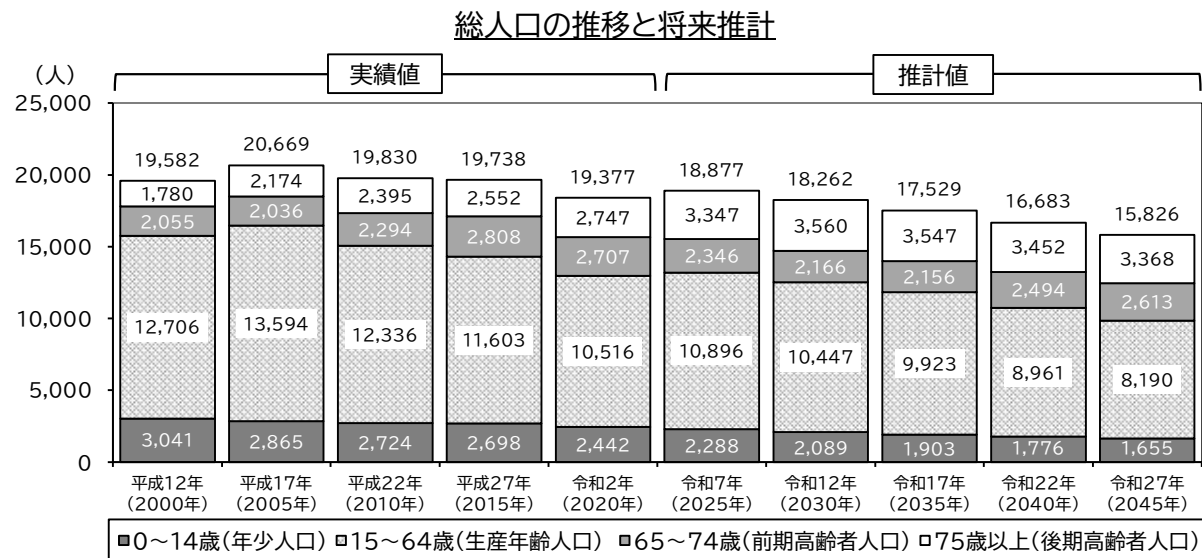
- 本町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考えから女性の社会参画の支援に努めてきました。
- 平成5年(1993年)から「女性セミナー(平成15年(2003年)に「サルビアセミナー講座」に改名)」を開講し、女性の意識と能力の向上を図っています。
- 平成23年(2011年)に女性委員会を設置し、令和3年度(2021年度)の解散まで、女性に関する課題や町政に対する意見・提言を受け、施策の推進に反映してきました。
- 平成28年(2016年)には第1次計画を策定し、令和3年(2021年)には同計画の見直しを行い、「みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を推進しています。
- 令和4年(2022年)に本町で開催された「ひょうご女性未来会議」を契機として、男女共同参画の機運が高まり、令和5年(2023年)には「ふくさき女性応援ねっと」が設立されました。本町では、同団体との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現及び女性活躍の推進に向けた活動を支援するとともに、団体の育成に努めています。

2 統計データからみた本町の現状

(1)人口等の状況

① 総人口の推移と将来推計

本町の総人口は、令和2年(2020年)は19,377人で、今後は人口減少が続く、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口が増加していくと予想されています。

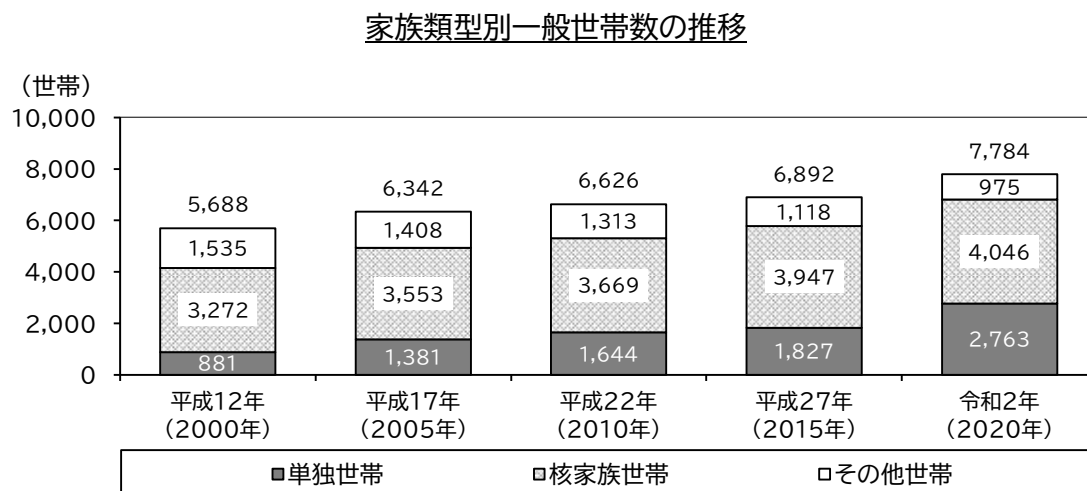


※ 総人口は年齢「不詳」を含む。

資料：令和2年(2020年)までは総務省統計局「国勢調査」、令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」

② 世帯数の推移

本町の家族類型別一般世帯数は、核家族世帯、単独世帯が増加しており、特に単独世帯の増加が大きくなっています。

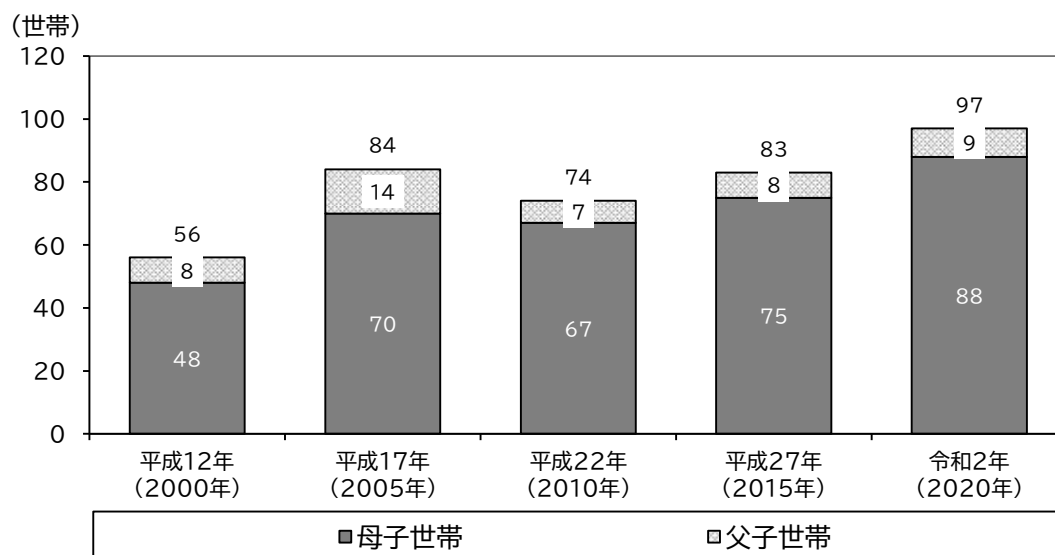


資料：総務省統計局「国勢調査」

③ ひとり親世帯数の推移

本町の18歳未満のこどものいるひとり親世帯数は、令和2年(2020年)で97世帯となっています。

18歳未満のこどものいるひとり親世帯数の推移

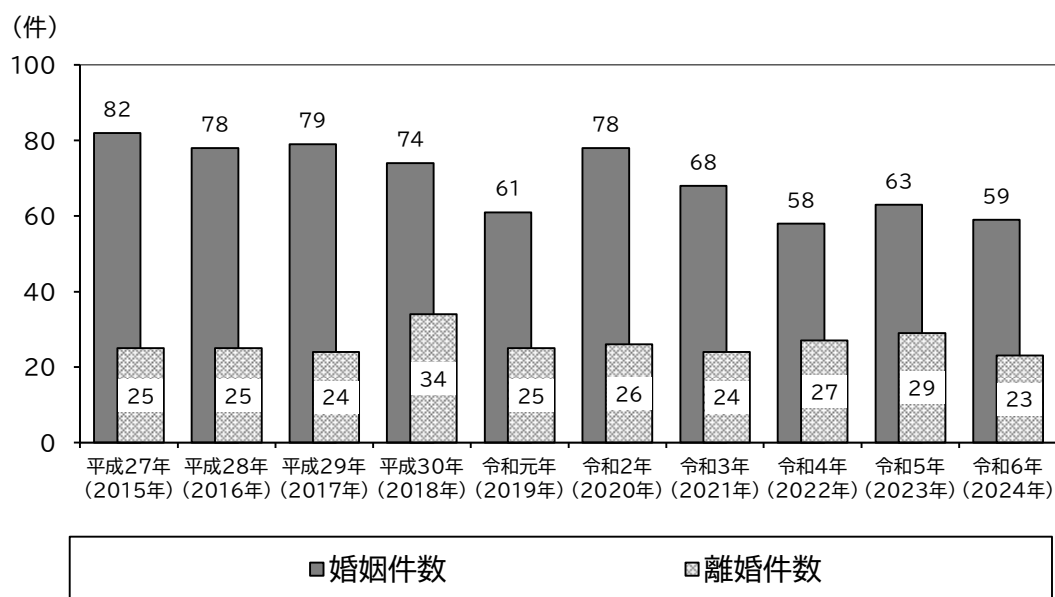


資料:総務省統計局「国勢調査」

④ 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数は、増減を繰り返しており、令和6年(2024年)には、婚姻件数が59件、離婚件数が23件となっています。

婚姻・離婚件数の推移

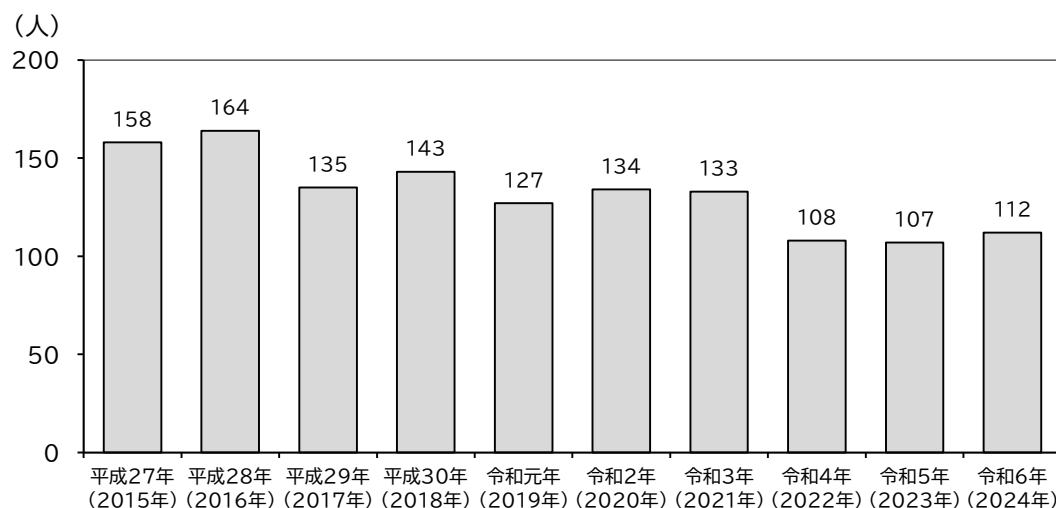


資料:兵庫県「保健統計年報」

⑤ 出生数の推移

本町の出生数は、概ね減少傾向で推移しており、令和6年(2024年)で112人となっています。

出生数の推移

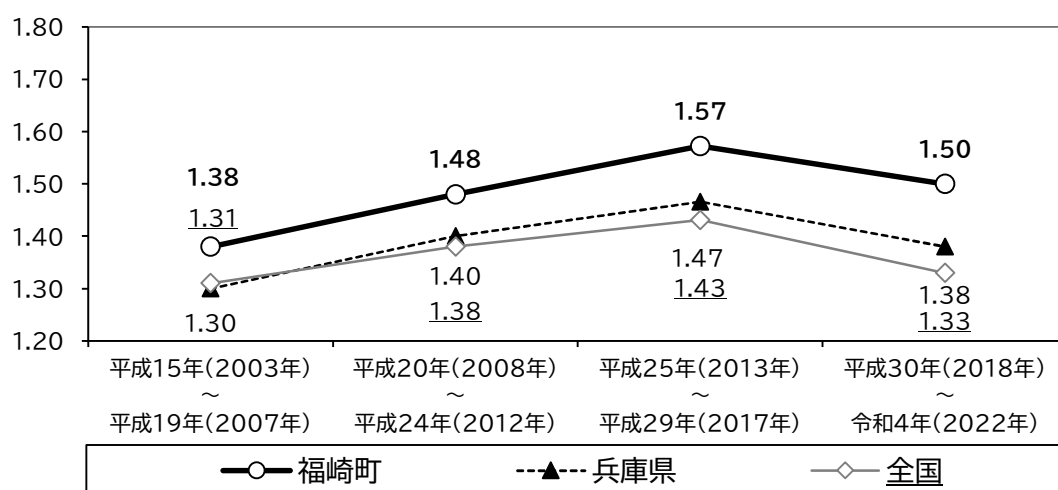


資料:厚生労働省「人口動態調査」

⑥ 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、全国及び兵庫県を上回って推移しており、平成30年(2018年)～令和4年(2022年)で1.50となっています。

合計特殊出生率の推移



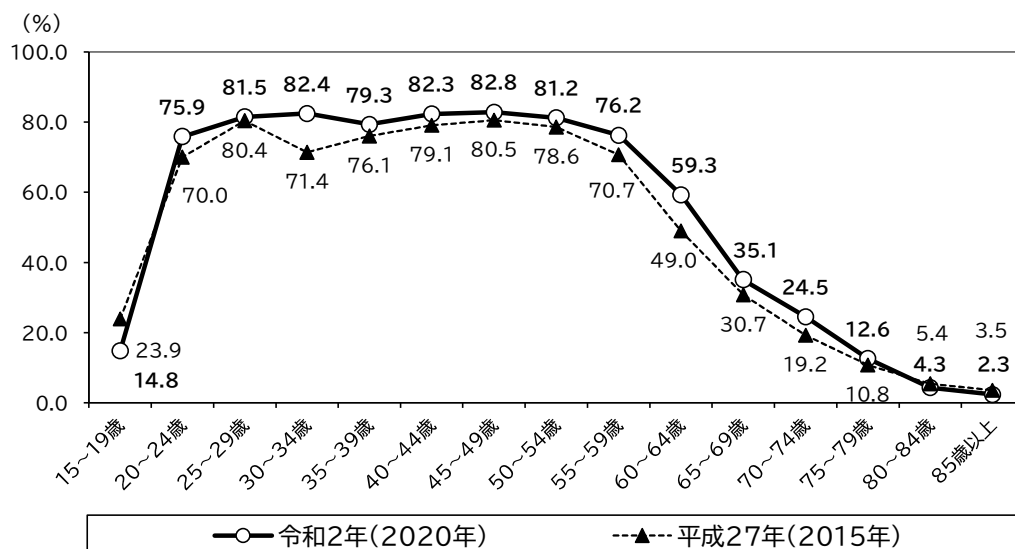
資料:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(2)就業に関する状況

① 女性の年齢階級別就業率の推移

本町の令和2年(2020年)における女性の年齢階級別就業率は、平成27年(2015年)と比較して20～79歳で上昇しており、特に30～34歳の増加が大きくなっています。

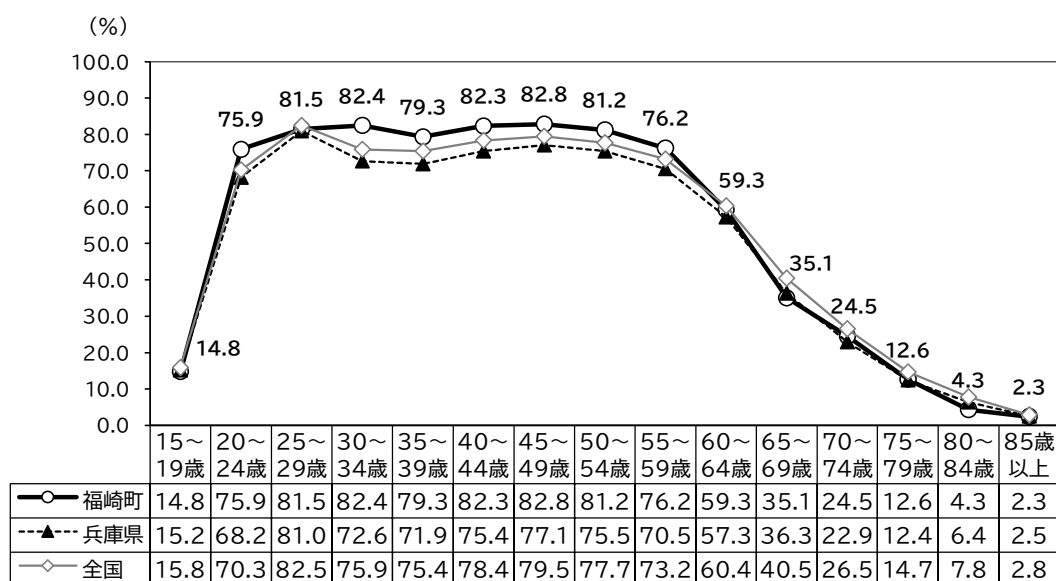
女性の年齢階級別就業率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

本町の令和2年(2020年)における女性の年齢階級別就業率を全国及び兵庫県と比較すると、30～59歳で全国及び兵庫県より高くなっています。

女性の年齢階級別就業率(令和2年(2020年))(国及び兵庫県との比較)



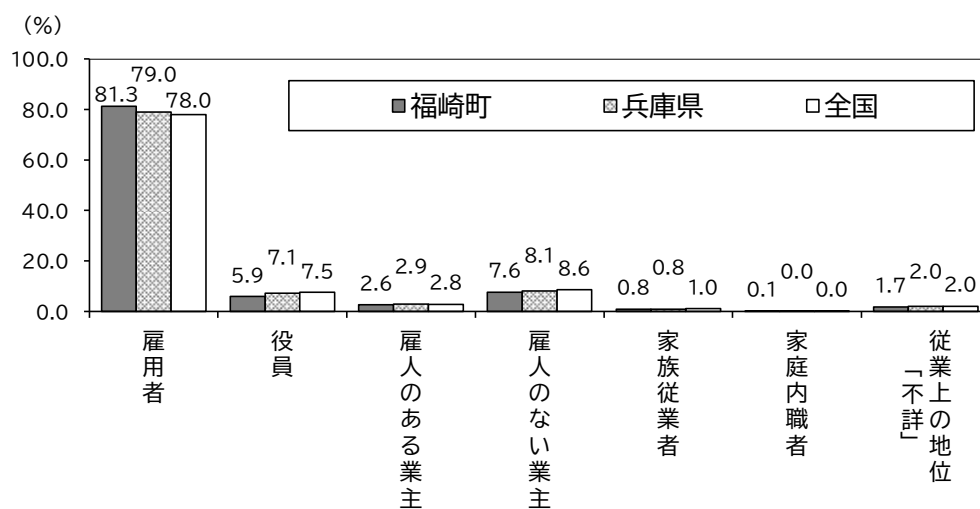
資料：総務省統計局「令和2年(2020年)国勢調査」

② 従業上の地位別構成割合

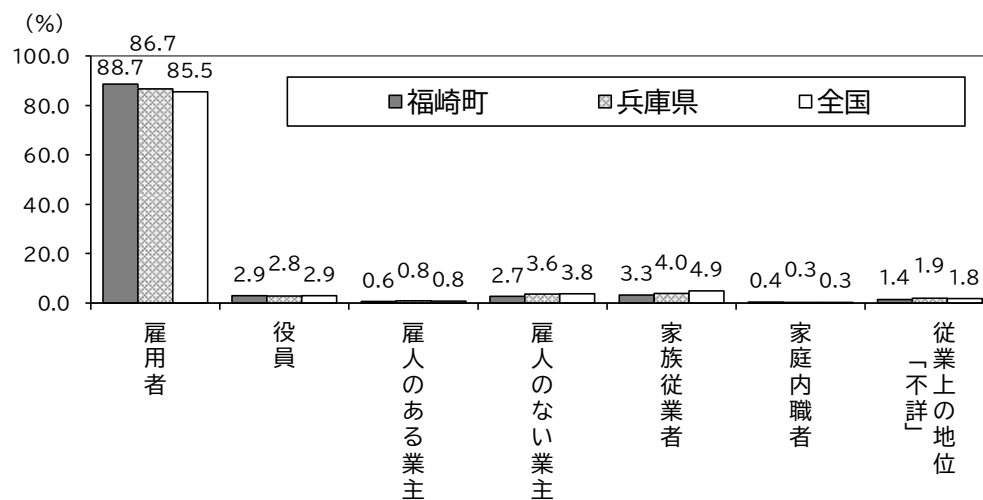
本町の就業者について、令和2年(2020年)における従業上の地位別の構成割合をみると、男性では「雇用者」が81.3%で最も高く、次いで「雇人のない業主」が7.6%、「役員」が5.9%と続いており、女性では「雇用者」が88.7%で最も高く、次いで「家族従業者」が3.3%、「役員」が2.9%と続いています。

従業上の地位別構成割合(令和2年(2020年))(国及び兵庫県との比較)

【男性】



【女性】

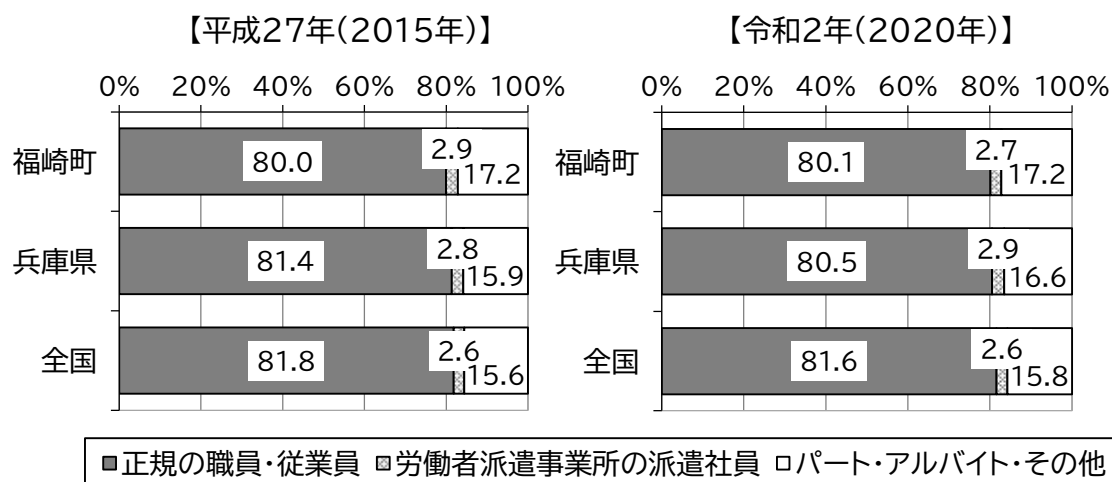


資料:総務省統計局「令和2年(2020年)国勢調査」

③ 雇用者の雇用形態別構成割合

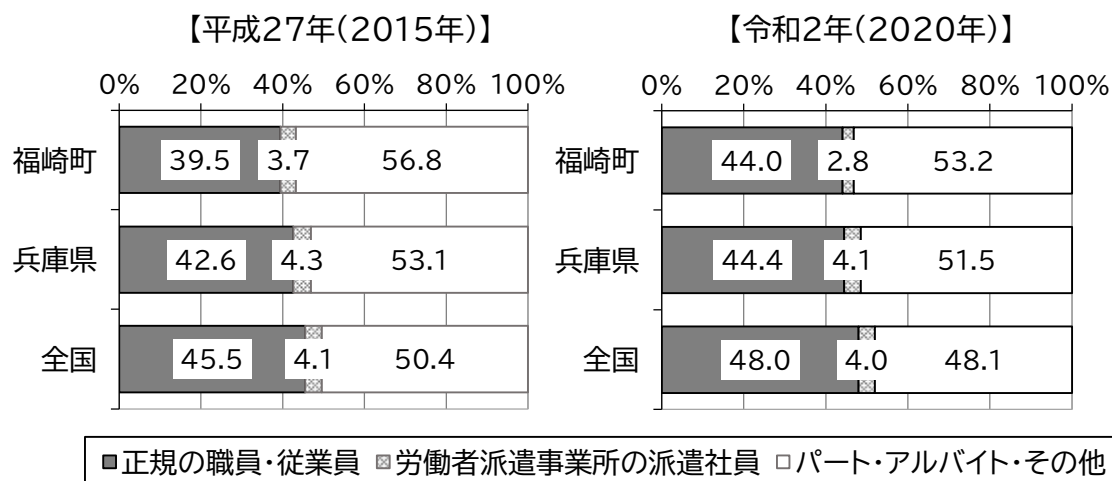
本町の令和2年(2020年)における雇用者全体(役員を除く)に占める正規の職員・従業員の割合をみると、男性が80.1%、女性が44.0%となっており、女性は平成27年(2015年)より4.5ポイント増加していますが、女性の「パート・アルバイト・その他」は全国及び兵庫県より高くなっています。

雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(男性)(国及び兵庫県との比較)



資料:総務省統計局「国勢調査」

雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(女性)(国及び兵庫県との比較)



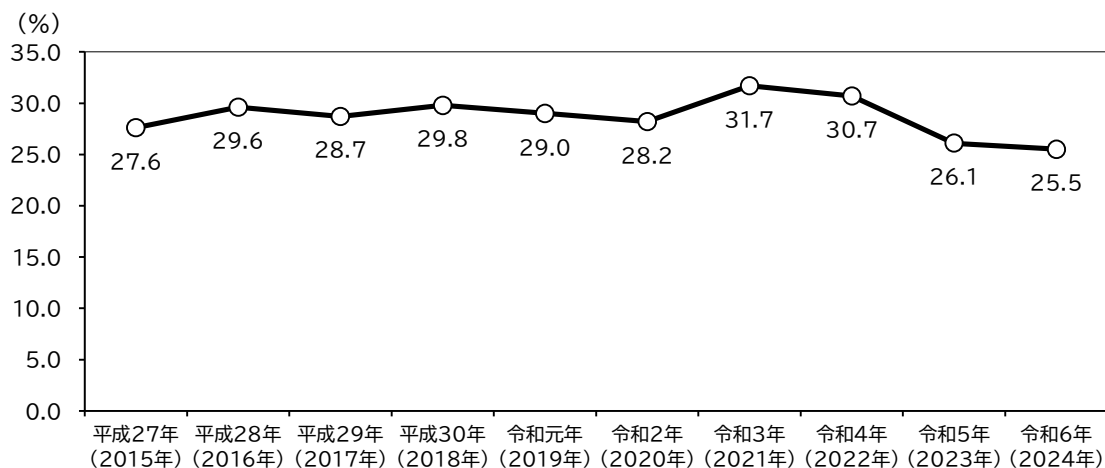
資料:総務省統計局「国勢調査」

(3)女性の参画状況

① 審議会等委員への女性の登用状況

本町の令和6年(2024年)における審議会等委員への女性の登用割合は25.5%となっています。

審議会等委員への女性の登用割合の推移

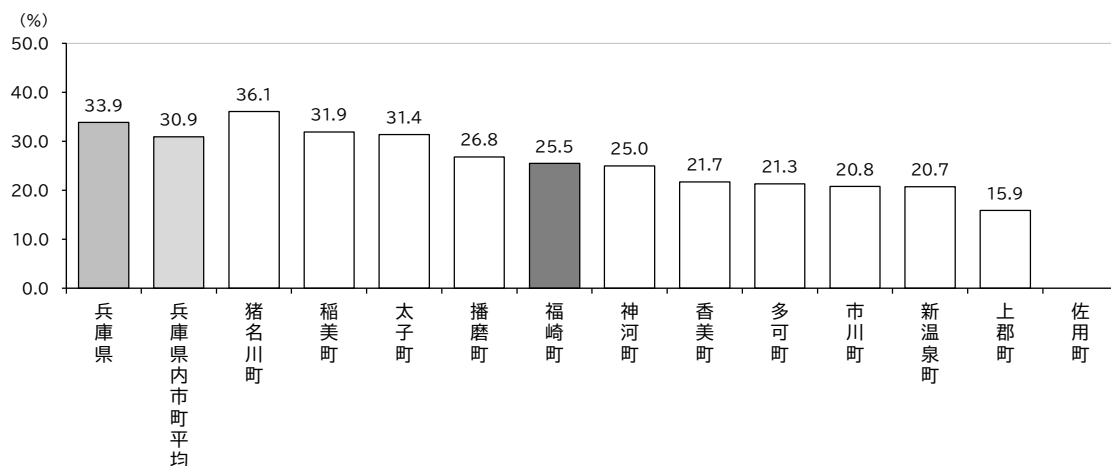


※ 各年4月1日現在

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

本町の令和6年(2024年)における審議会等委員への女性の登用割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より低くなっています。

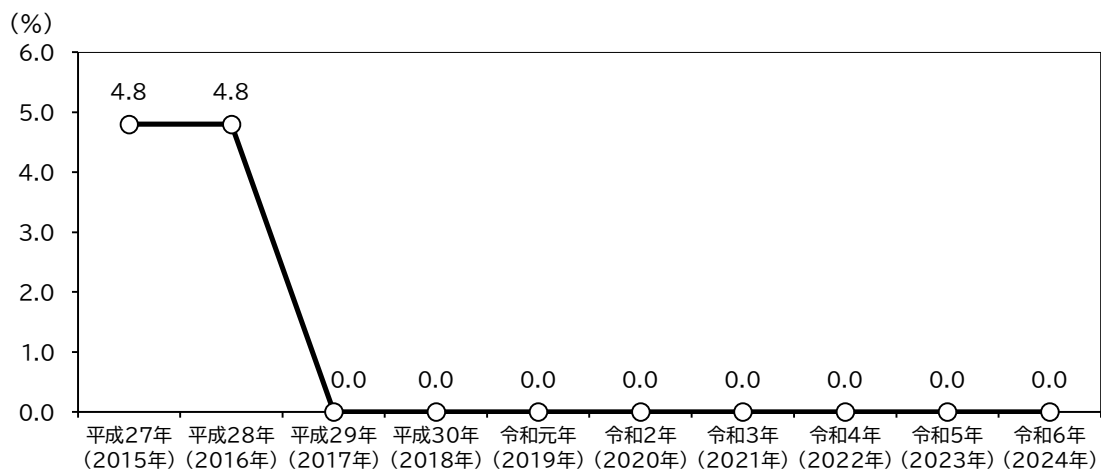
審議会等委員への女性の登用割合(令和6年(2024年))(兵庫県内他町等との比較)



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

また、本町における審議会等委員のうち防災会議に占める女性は、平成29年(2017年)以降いない状況が続いています。

防災会議への女性の登用割合の推移

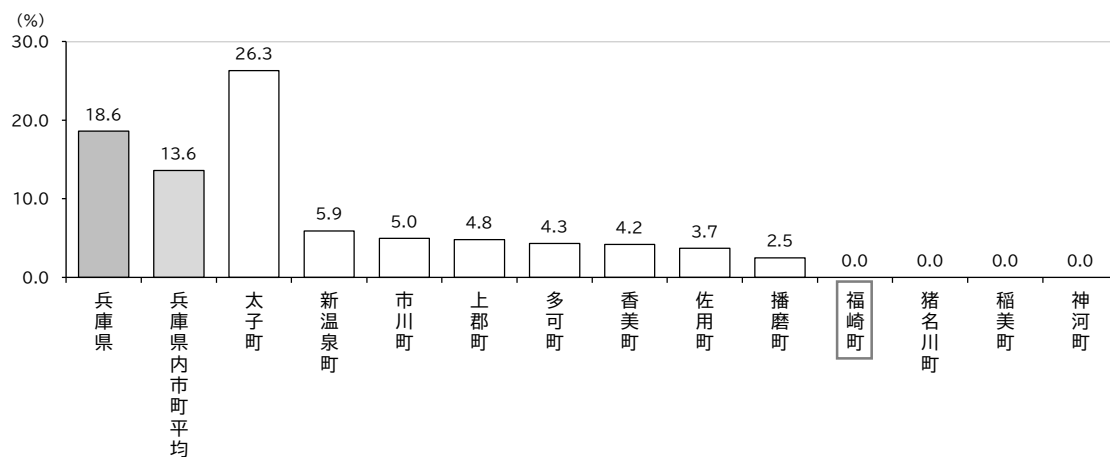


※ 各年4月1日現在

資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本町の令和6年(2024年)における防災会議への女性の登用割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より低くなっています。

防災会議への女性の登用割合(令和6年(2024年))(兵庫県内他町等との比較)

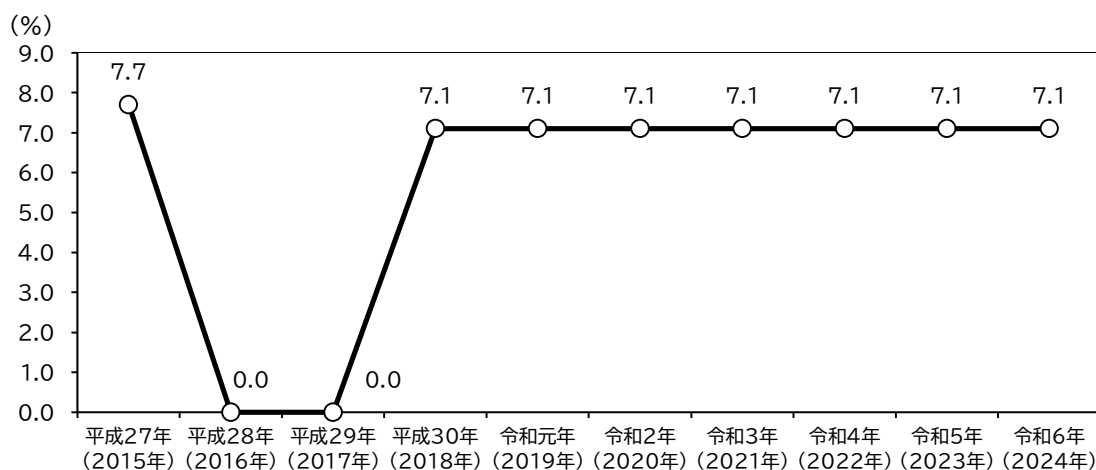


資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

② 議員総数に占める女性の割合

本町の議員総数に占める女性の割合については、平成30年(2018年)以降横ばいで推移しており、令和6年(2024年)で7.1%となっています。

議員総数に占める女性の割合の推移

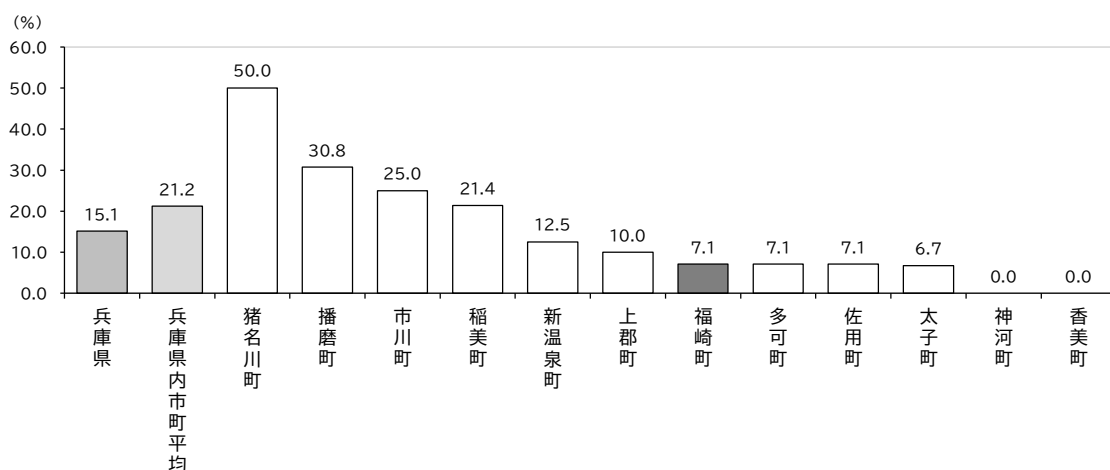


※ 各年4月1日現在

資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本町の令和6年(2024年)における議員総数に占める女性の割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より低くなっています。

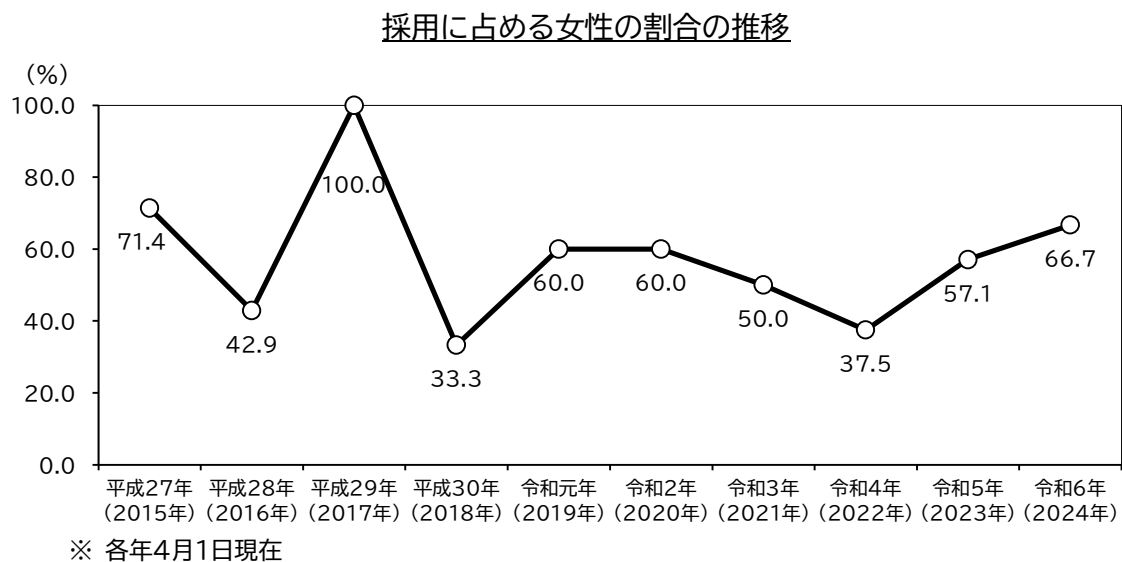
議員総数に占める女性の割合(令和6年(2024年))(兵庫県内他町等との比較)



資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

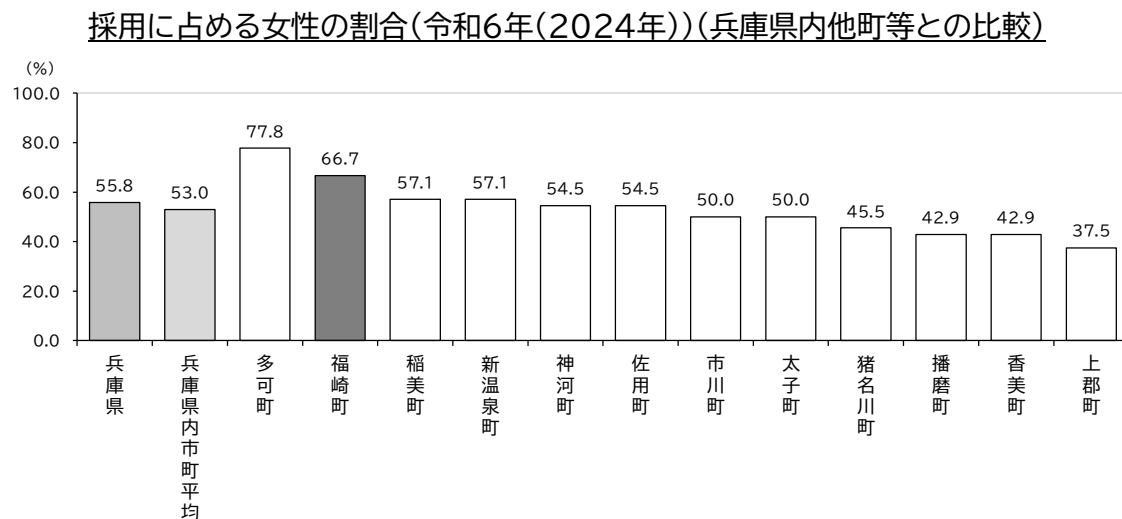
③ 採用に占める女性の割合

本町の採用に占める女性の割合については、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年(2024年)で66.7%となっています。



資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

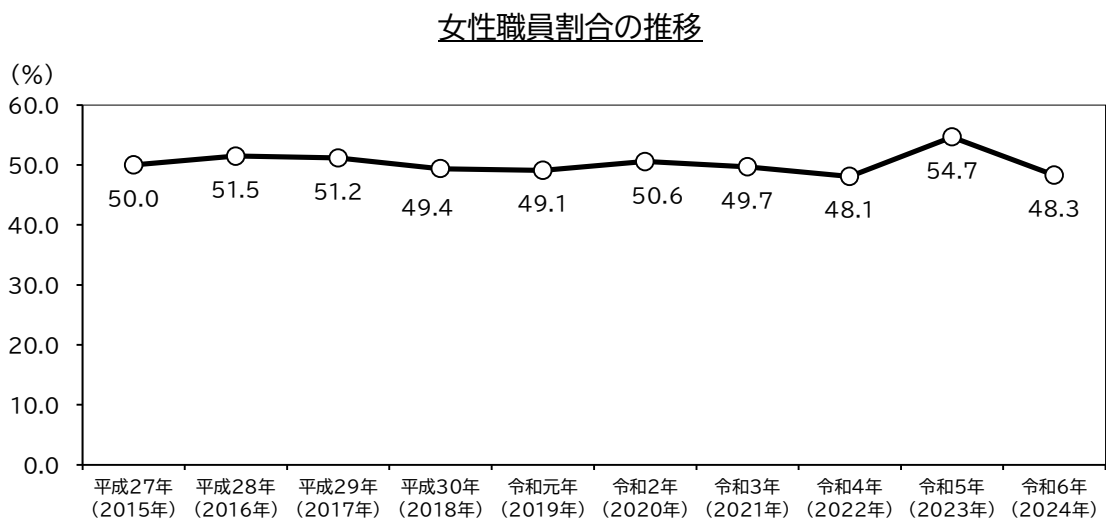
本町の令和6年(2024年)における採用に占める女性の割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より高くなっています。



資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

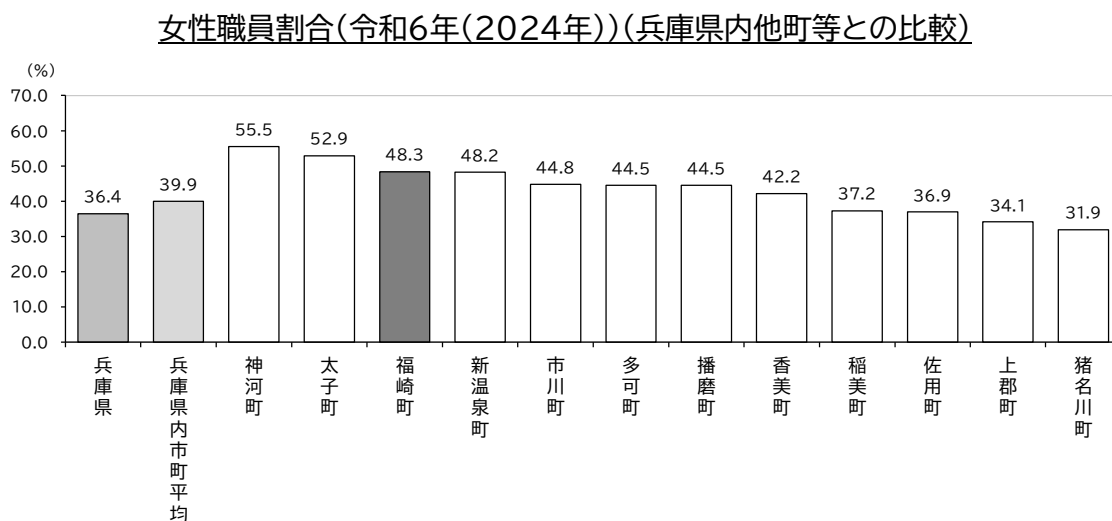
④ 女性職員割合

本町の職員に占める女性の割合については、50%前後で推移しており、令和6年(2024年)で48.3%となっています。



資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本町の令和6年(2024年)における女性職員割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より高くなっています。

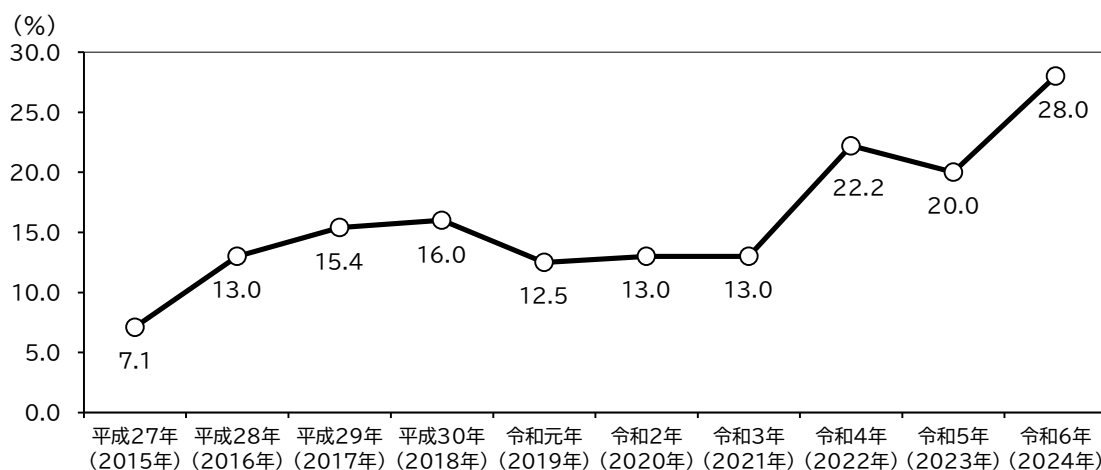


資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

⑤ 管理職に占める女性の割合

本町の管理職に占める女性の割合については、令和4年(2022年)より増加傾向で推移しており、令和6年(2024年)で28.0%となっています。

管理職に占める女性の割合の推移

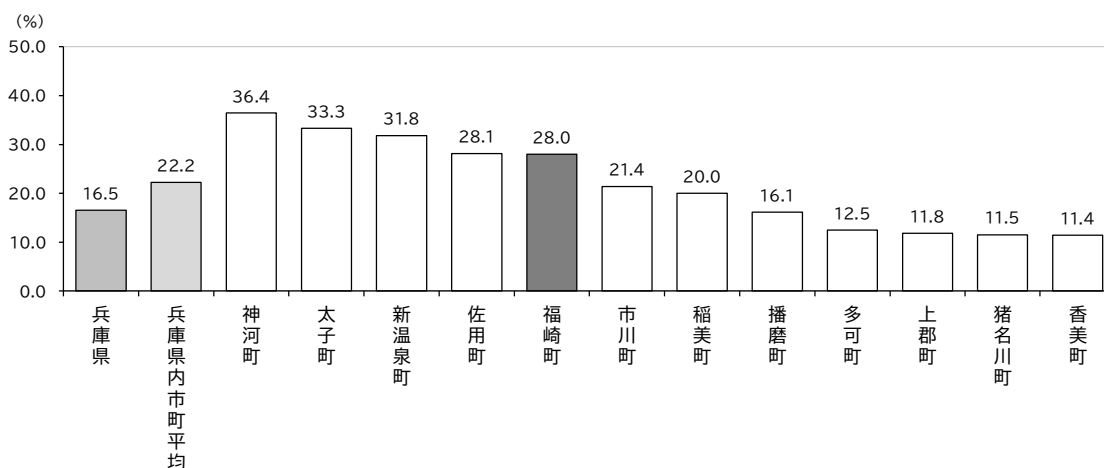


※ 各年4月1日現在

資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本町の令和6年(2024年)における管理職に占める女性の割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県及び兵庫県内市町平均より高くなっています。

管理職に占める女性の割合(令和6年(2024年))(兵庫県内他町等との比較)

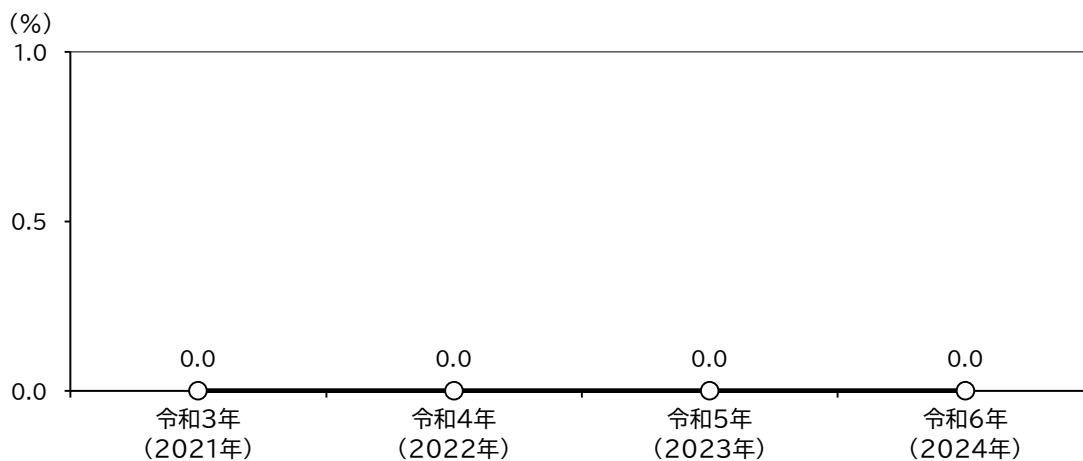


資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

⑥ 自治会長に占める女性の割合

本町における自治会長に占める女性は、いない状況が続いています。

自治会長に占める女性の割合の推移

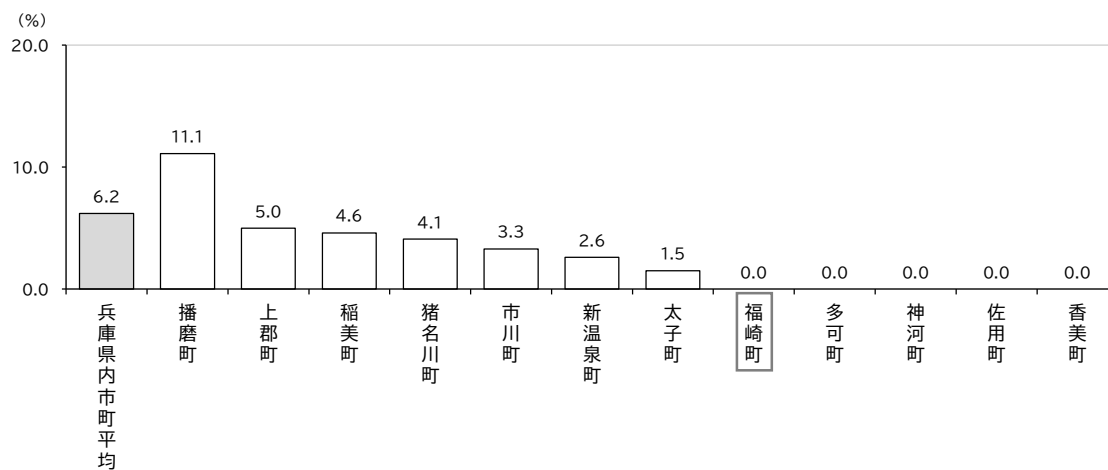


※ 各年7月1日現在

資料:兵庫県「ひょうごの男女共同参画」

本町の令和6年(2024年)における自治会長に占める女性の割合を兵庫県内他町等と比較すると、兵庫県内市町平均より低くなっています。

自治会長に占める女性の割合(令和6年(2024年))(兵庫県内他町等との比較)

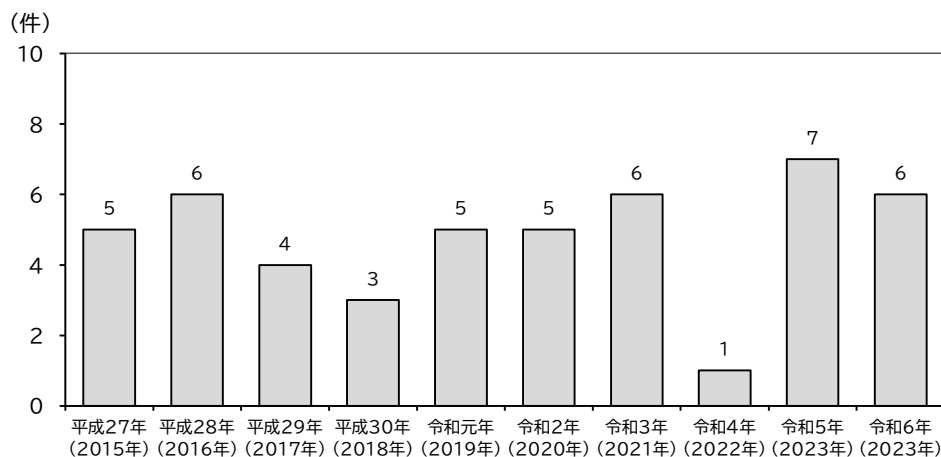


資料:兵庫県「令和6年度ひょうごの男女共同参画」

(4)DV相談件数の推移

本町のDV相談件数は、令和6年(2024年)で6件となっています。

DV相談件数の推移



資料:福崎町保健センター

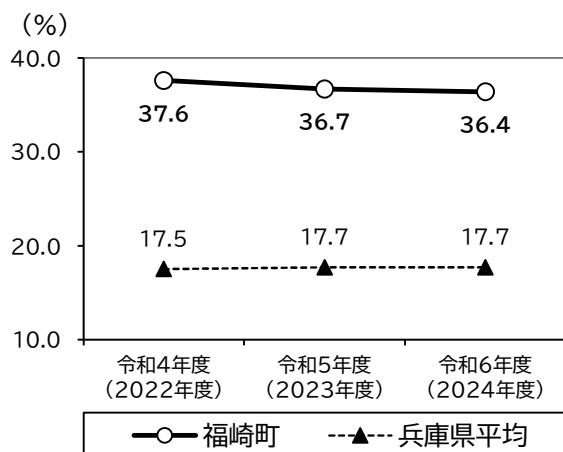
(5)健康に関する状況

① 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率

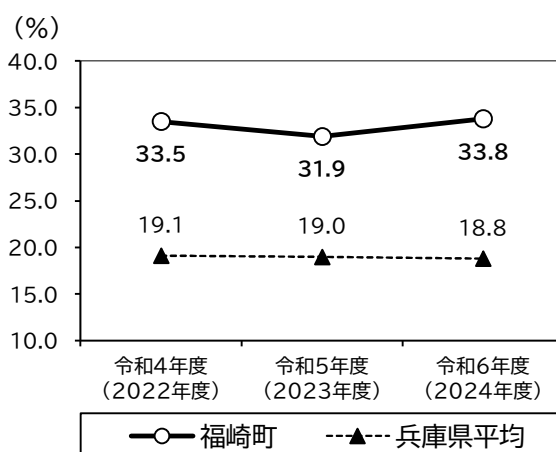
本町の子宮頸がん検診、乳がん検診受診率は兵庫県平均より高く推移しており、令和6年度(2024年度)で子宮頸がん検診受診率は36.4%、乳がん検診受診率は33.8%となっています。

子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率の推移

【子宮頸がん検診受診率】



【乳がん検診受診率】



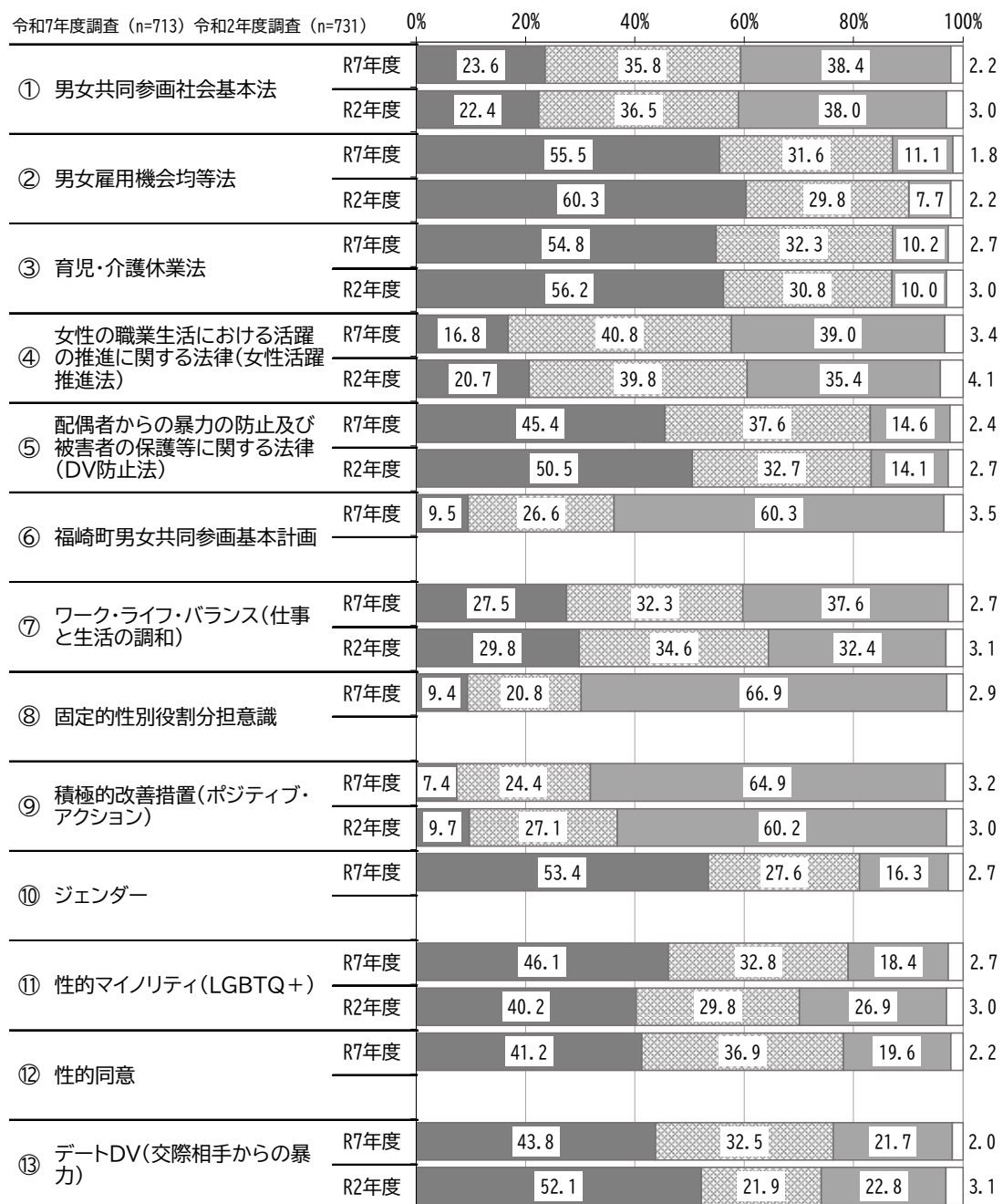
資料:兵庫県「市町がん検診受診率」

3 町民意識調査結果

(1)男女共同参画に関する言葉の認知状況

男女共同参画に関する言葉の認知状況について、「知っている」では、「② 男女雇用機会均等法」が55.5%で最も高く、次いで「③ 育児・介護休業法」が54.8%と続いています。

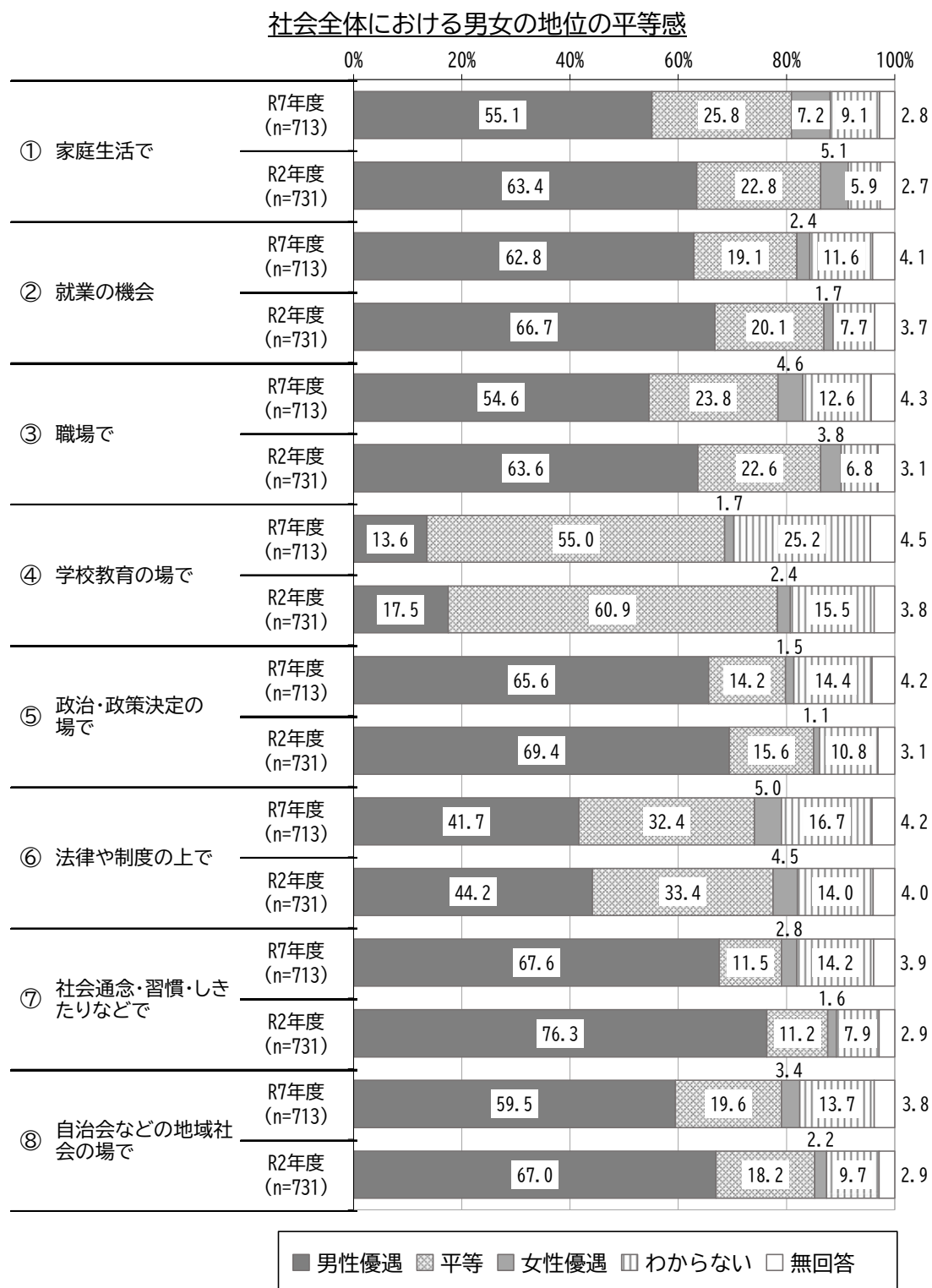
男女共同参画に関する言葉の認知状況



■ 知っている ■ 聞いたことはある ■ 知らない □ 無回答

(2)社会全体における男女の地位の平等感

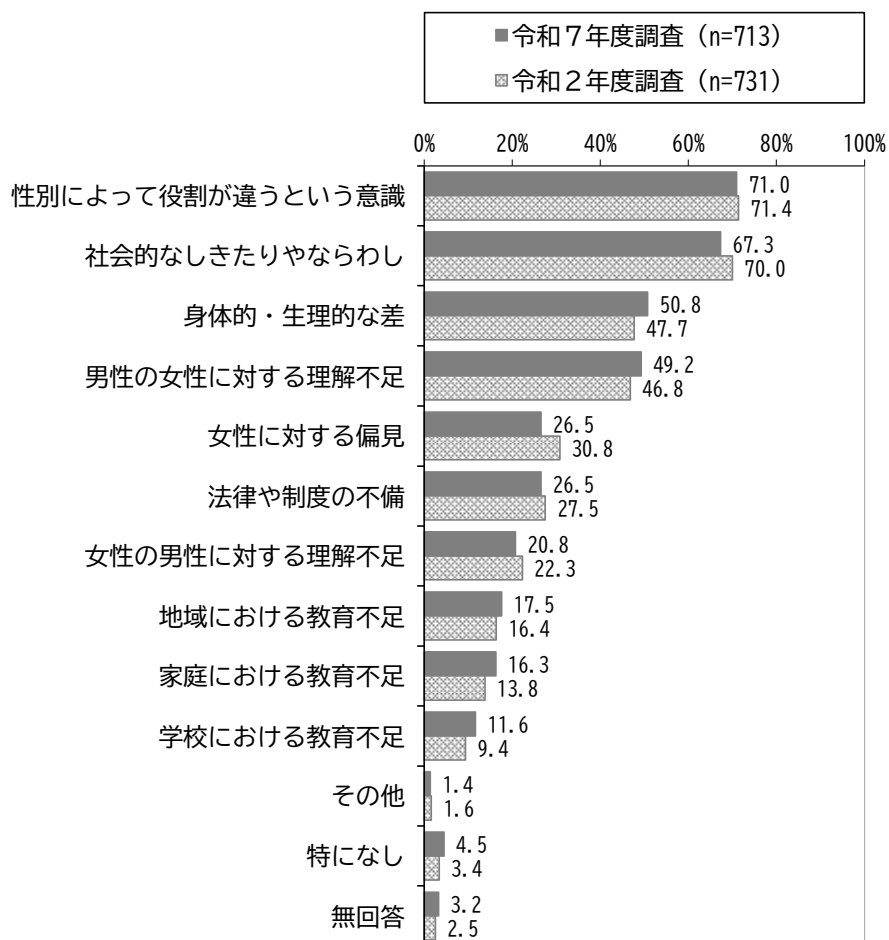
社会全体における男女の地位の平等感については、「④ 学校教育の場で」を除くすべての項目で「男性優遇」の割合が最も高く、特に「⑦ 社会通念・習慣・しきたりなどで」は67.6%で最も高くなっています。



(3)男女の不平等が生じる原因

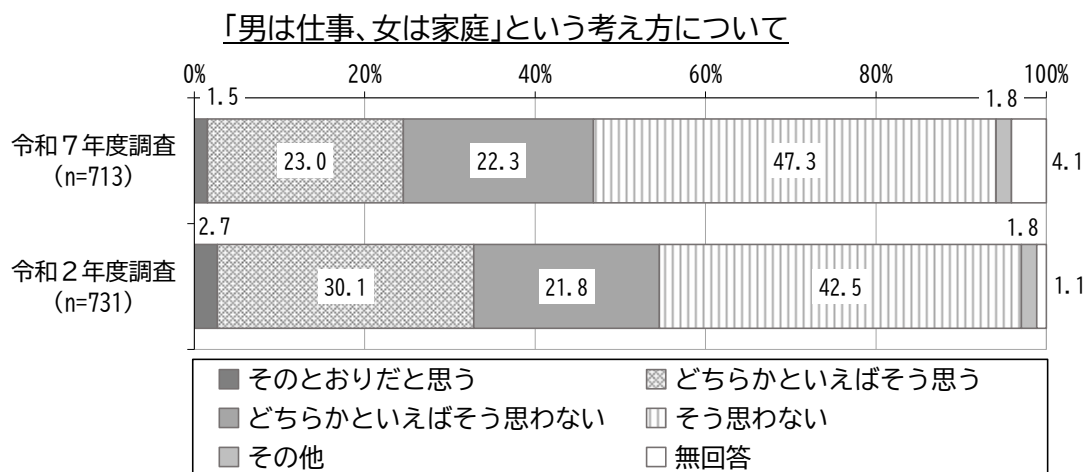
社会において男女の不平等が生じる原因だと思うものについては、「性別によって役割が違うという意識」が71.0%で最も高く、次いで「社会的なしきたりやならわし」が67.3%、「身体的・生理的な差」が50.8%と続いています。

男女の不平等が生じる原因(複数回答)

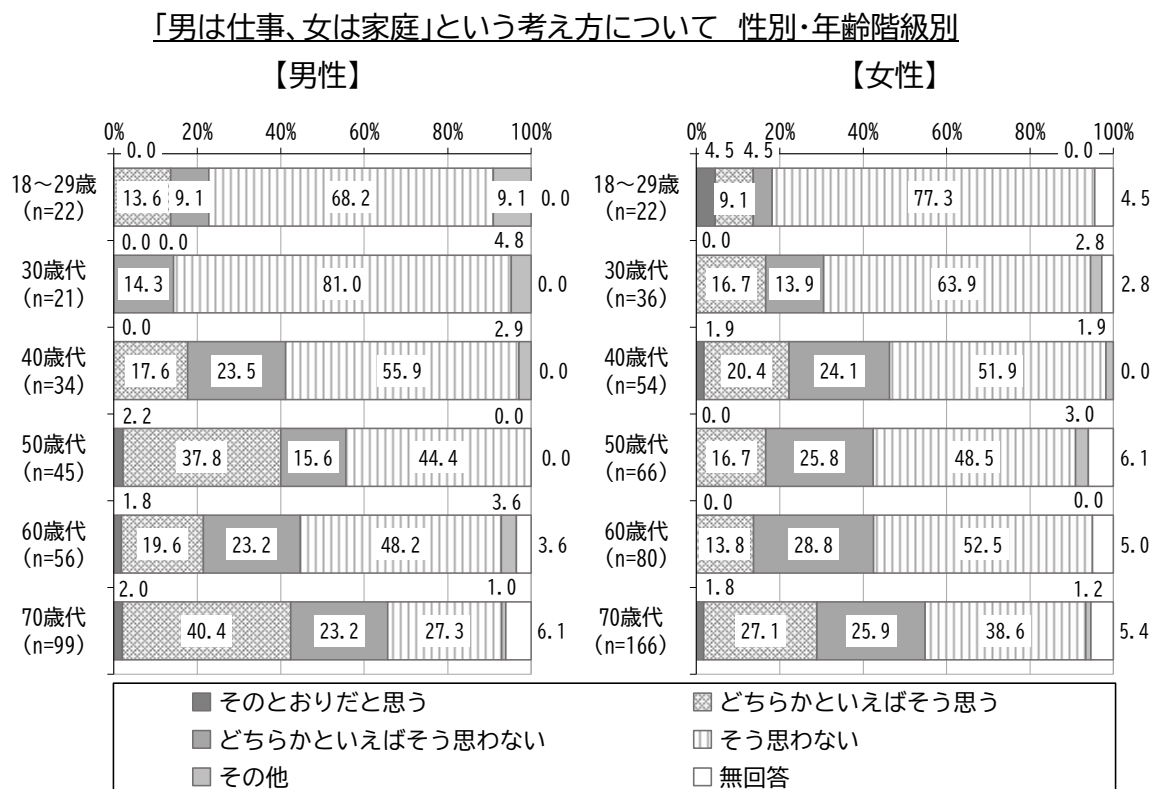


(4)「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『賛成』（「そのとおりだと思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）（24.5％）では、令和2年度（2020年度）調査（32.8％）より 8.3 ポイント減少し、『反対』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）（69.6％）は、令和2年度（2020年度）調査（64.3％）より 5.3 ポイント増加していますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が存在しています。

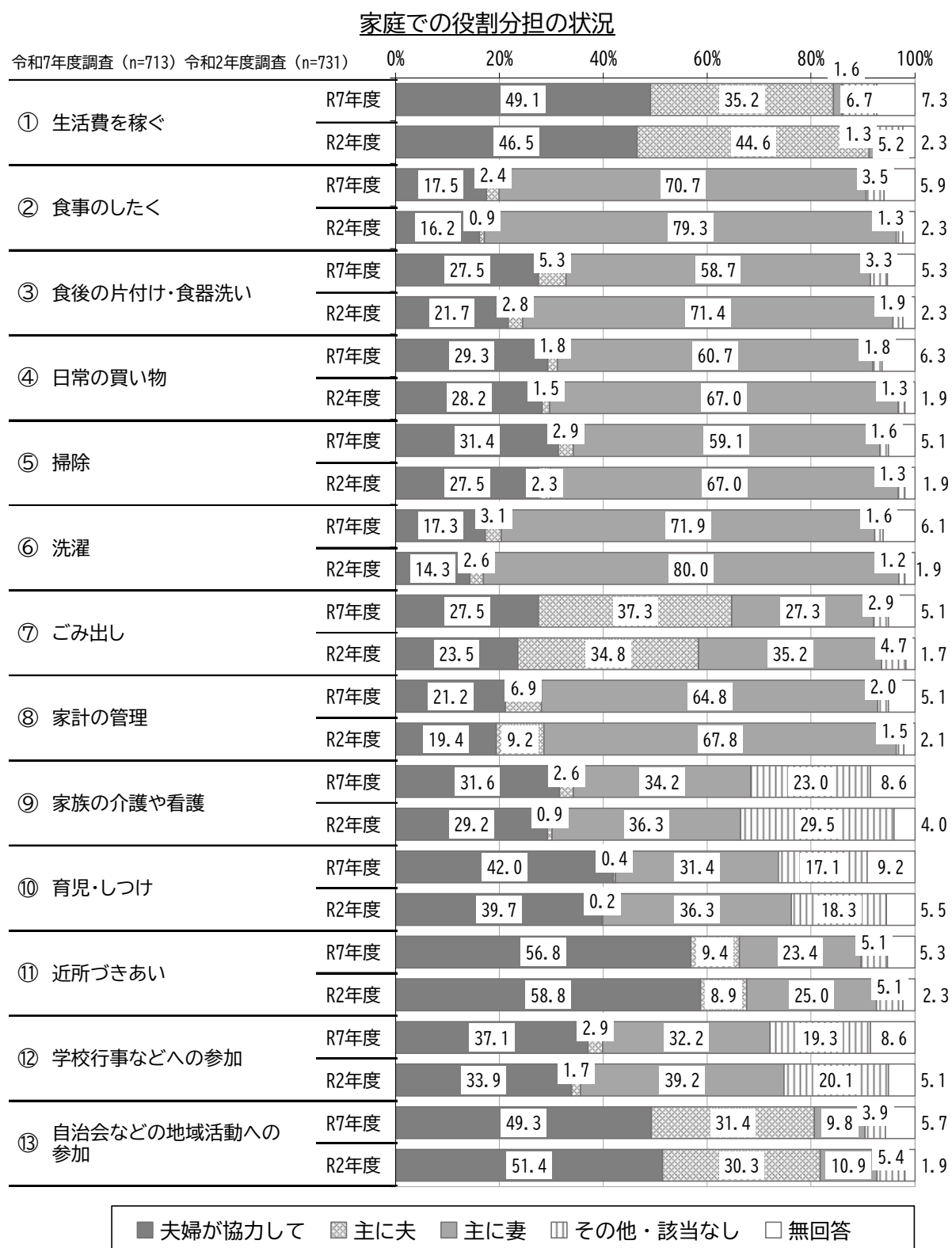


性別・年齢階級別でみると、『賛成』では、男性・女性いずれも70歳代の割合が最も高くなっています。



(5)家庭での役割分担の状況

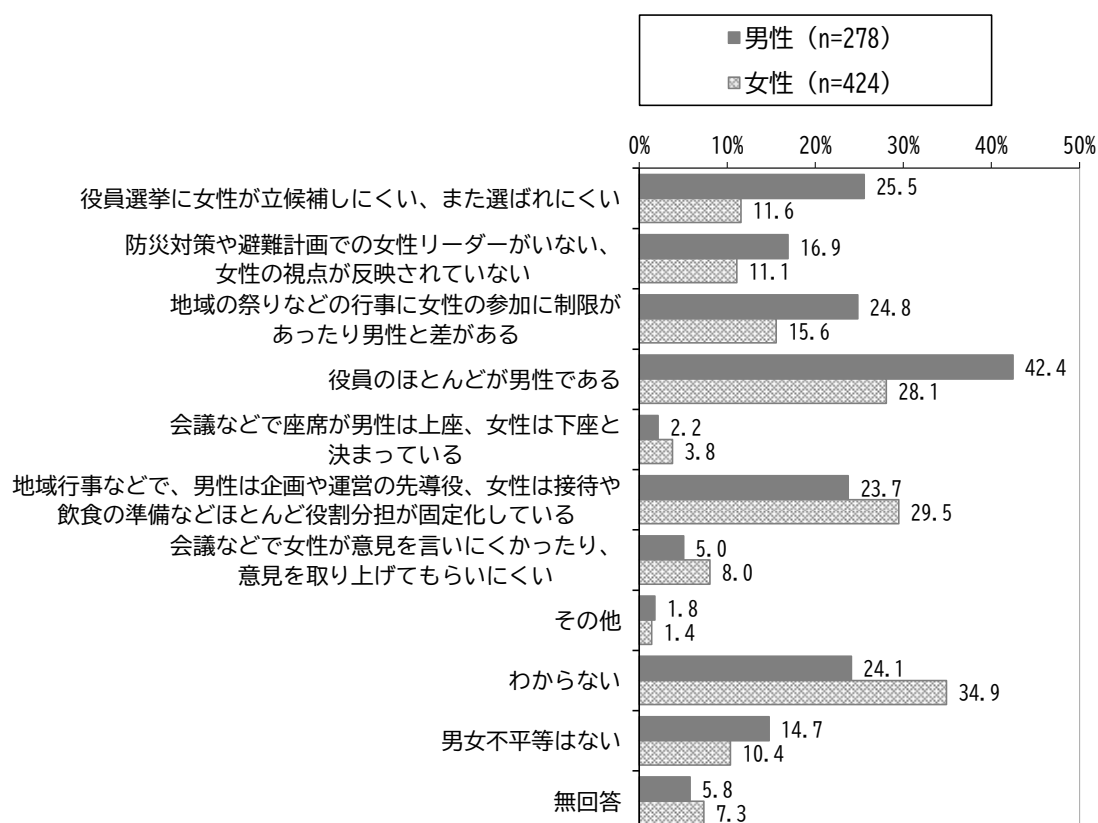
家庭での役割分担について、多くの項目で「主に妻」の割合が高くなっており、特に「⑥ 洗濯」が71.9%で最も高くなっています。



(6)地域での男女不平等

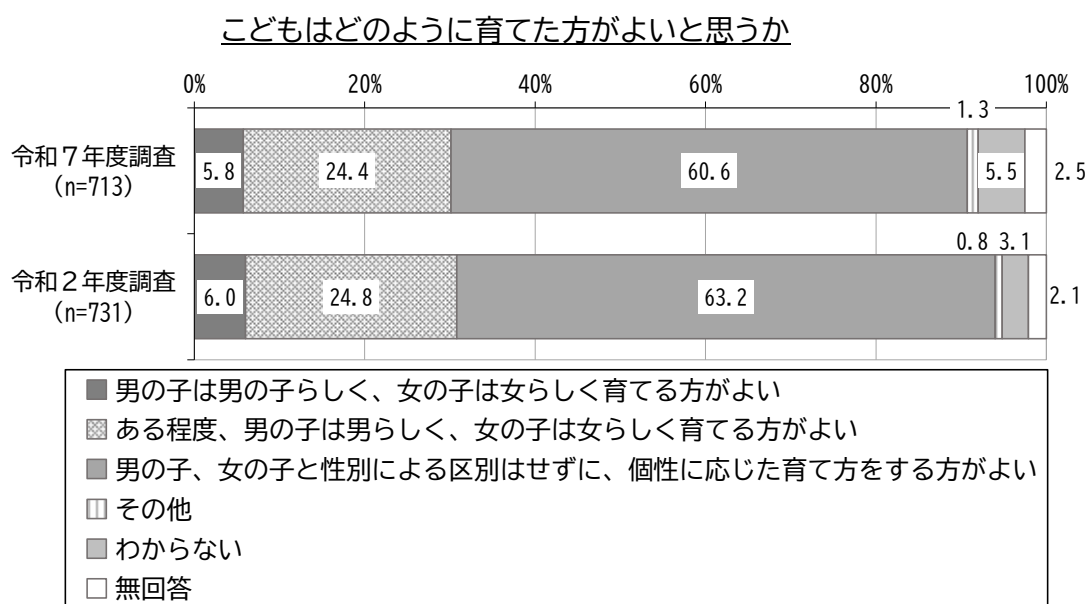
居住地(自治会等)に男女不平等なことはあるかについて性別でみると、男性では「役員のほとんどが男性である」が42.4%で最も高く、女性では「わからない」が34.9%で最も高くなっています。

地域での男女不平等(複数回答) 性別



(7)こどもはどのように育てた方がよいと思うか

こどもはどのように育てた方がよいと思うかについて、『男の子は男らしく、女の子は女らしく』（「男の子は男の子らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」と「ある程度、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」の合計）（30.2％）では、令和2年度（2020年度）調査（30.8％）と大きな差はみられません。

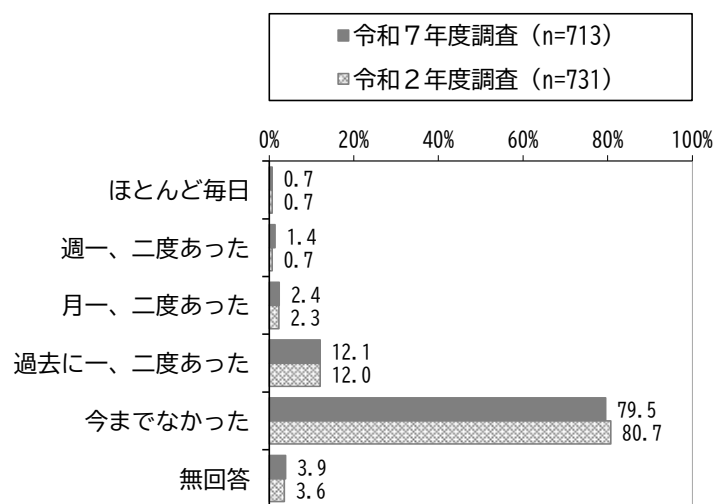


(8)DVについて

① DVを受けた経験があるか

夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力(DV)を受けた経験があるかについて、16.6％の人が過去にDVを受けた経験があると回答しています。

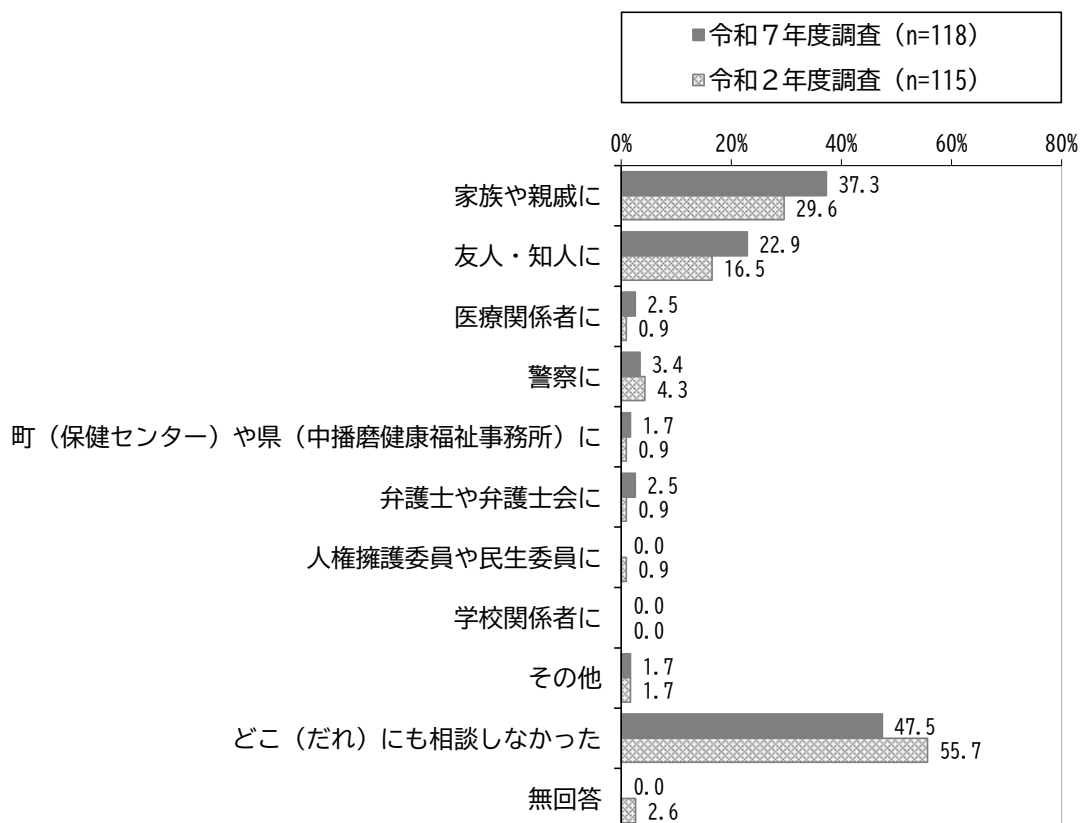
DVを受けた経験があるか



② DVを受けた後の相談先

過去にDVを受けた経験がある人のうち、その後どこ(だれ)かに相談したかについては、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が47.5%で、令和2年度(2020年度)調査(55.7%)より8.2ポイント減少しています。

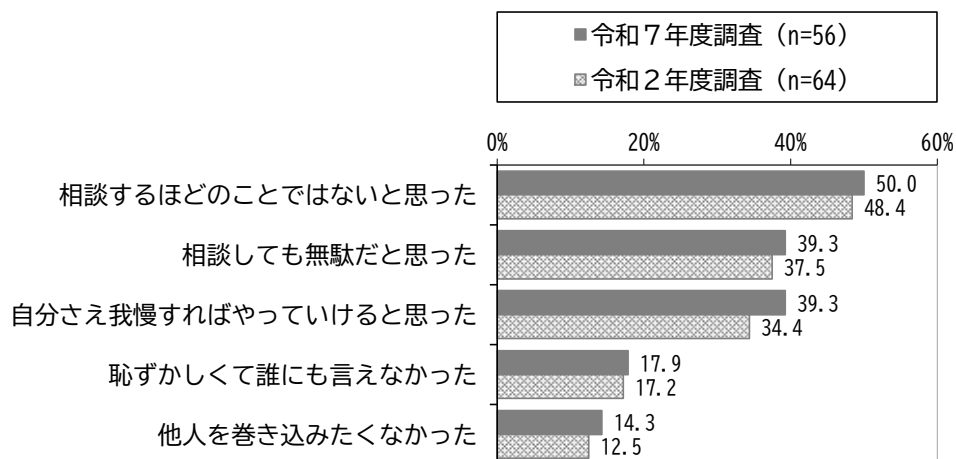
DVを受けた後の相談先(複数回答)



③ DVを受けた後相談しなかった理由

DVを受けた後相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が50.0%で最も高くなっています。

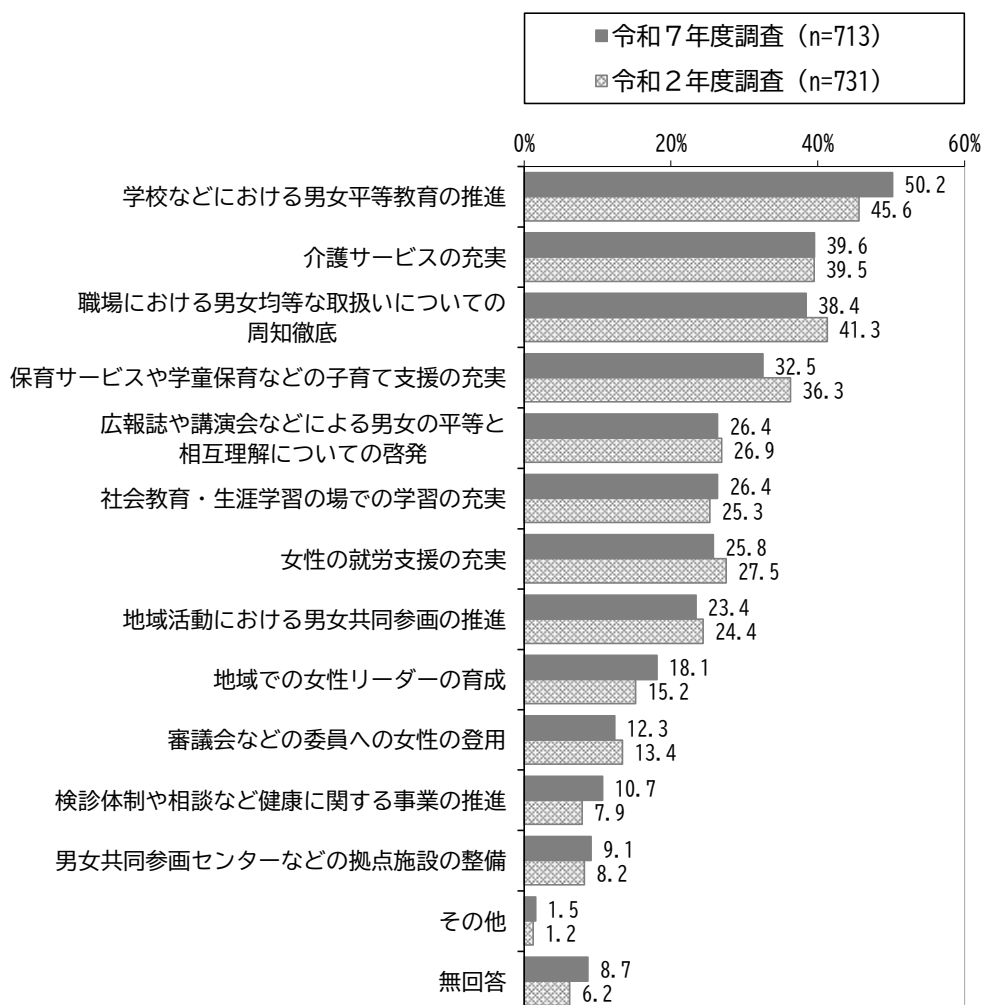
DVを受けた後相談しなかった理由(複数回答)(上位5位)



(9)男女共同参画社会実現のために必要なこと

男女共同参画社会実現のために必要なことについては、「学校などにおける男女平等教育の推進」が50.2%で最も高く、次いで「介護サービスの充実」が39.6%、「職場における男女均等な取扱いについての周知徹底」が38.4%と続いています。

男女共同参画社会実現のために必要なこと(複数回答)



4 第1次計画数値目標の達成状況

第1次計画については、計画を着実に推進するため、5つの基本目標に基づいた18項目の数値目標を設定し、これらについて達成状況の評価を行いました。

【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

基本目標1の数値目標の達成状況

目標項目	基準値 (平成27年度)	中間値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえ ば含む)された方の割合	51.9%	64.3%	69.6% (令和7年度)	80%	×
男女共同参画に関する広報記事 掲載回数	0回	1回	3回	2回	○
男女共同参画に関するサルビア セミナー講座の実施回数(男女 共同参画週間)	0回	0回	1回	1回	○

【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現

基本目標2の数値目標の達成状況

目標項目	基準値 (平成27年度)	中間値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
審議会など委員総数に占める 女性の割合	27.6% (平成27年)	28.2% (令和2年)	25.5% (令和6年)	37.0%	×
女性農業委員数	0人	1人	2人	2人	○
管理職(町職員)の女性割合	7.1% (平成27年)	13.0% (令和2年)	28.0% (令和6年)	20%	○
消防団への女性登用	0人	0人	2人	2人	○
男性職員(町職員)の育児休業 などの取得割合(子の看護休暇、 育児参加のための休暇を含む)	16.7%	100%	100%	50%	○
仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)という言葉と内容 を知っている割合	20.0%	29.8%	27.5% (令和7年度)	80%	×
県実施の「女性のためのチャレ ンジ相談」の活用	0回	1回	0回	1回	×

【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

基本目標3の数値目標の達成状況

目標項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
生涯楽集データバンク「まちの先生」の利用件数	84 件 (平成26年度)	1 件	12 件	90 件	×
思春期支援教室の開催回数	25 回 (平成26年度)	24 回	33 回	25 回	○

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

基本目標4の数値目標の達成状況

目標項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
ひとり親家庭への支援一覧パンフレットの作成	0種類	0種類	0種類	1種類	×
子育て参加状況アンケート「子育てに父親は協力的か」での「協力的」と回答した割合	89.1% (平成26年度)	91.4%	92.5%	100%	×
学童保育時間の延長	午後6時まで	午後7時まで	午後7時まで	午後7時まで	○

【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

基本目標5の数値目標の達成状況

目標項目	基準値 (平成 27 年度)	中間値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
若年層へのデートDVに関する啓発回数	0回	11 回	17 回	4回	○
DVに関する広報記事掲載回数	0回	1回	1回	4回	×
DVを受けた後、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	49.6%	55.7%	47.5% (令和7年度)	—	—

5 課題のまとめ

課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

性別にかかわらず、誰もが持続可能な働き方を実践するとともに仕事以外に個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。また、すべての人が共に働き方・暮らし方の変革を進め、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりも併せて求められている状況です。

しかしながら、今回実施した町民意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識が存在していることが明らかになり、また、女性への家事等の負担の偏りがみられました。

こうした根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が、働き方・暮らし方の変革の実現にとって大きな障壁となることから、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた取り組みを継続して行っていく必要があります。

課題2 あらゆる分野への女性の参画拡大

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、さまざまな視点が確保され、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

しかしながら、本町の審議会等委員への女性登用割合は、令和6年(2024年)4月1日時点で25.5%と、目標値である37.0%には届いていません。

また、今回実施した町民意識調査では、社会全体における男女の地位の平等感について、多くの項目で「男性優遇」と回答した人が多くなっていました。加えて、居住地域(自治会等)に男女不平等なことはあるかについて、男性では「役員のほとんどが男性である」が最も多く、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にあります。

誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざし、あらゆる分野での女性の参画拡大を進める必要があります。

課題3 女性の非正規雇用比率の高さ

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本町の女性の非正規雇用比率は全国及び兵庫県より高くなっていました。

女性の所得向上・経済的自立は、男女共同参画社会を実現する上でも重要な鍵となり、個人が尊厳をもって生きることとも密接にかかわるものです。また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的意義もありますが、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが高齢期を含めた女性の貧困や待遇面の格差の一因になっているとの問題があります。

このような状況を踏まえ、女性のキャリア形成を促進するためのリ・スキリング等の支援に加え、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備、女性に対する各種ハラスメントの防止に向けた取り組みなど、女性の活躍推進に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。

課題4 相談窓口の周知

今回実施した町民意識調査では、過去にDVを受けた経験がある人のうち、その後どこ(だれ)かに相談したかについては、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が47.5%となっていました。また、DVを受けた後相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が50.0%で最も高くなっており、自身が受けた行為を暴力被害として認識しにくい状況がみられました。

このことから、DVが身近な問題であり、決して個人の問題として抱え込むものではないという認識を広めるとともに、被害を受けた際に安心して相談できる体制があることについて、町民への理解を深めていくことが重要です。また、相談先が分からない、相談しにくいといった状況を解消するため、相談機関の役割や支援内容について分かりやすく情報発信を行うことが求められます。こうした取り組みを通じて、被害の早期発見・早期対応につなげていく観点からも、相談窓口の周知等を一層強化する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

そして、性別にかかわらず、誰もが真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性別にかかわらず、それぞれが「一人のひと」として、互いを認め合い、個性と能力を十分に発揮できることが重要です。性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、すべての人が活躍できる社会です。

本計画では、第1次計画に引き続き「みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき」を基本理念に掲げ、性別にかかわらず誰もが暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

Well-being（ウェルビーイング）について

Well-being（ウェルビーイング）とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、人々の満足度や充実、幸せなどを表すものです。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画の施策を推進します。

基本目標1 誰もお互いの人権を尊重し合う社会の実現

性別にかかわらず、すべての人の人権が擁護され尊重される社会の実現をめざします。

基本目標2 すべての女性が活躍できる社会の実現

一人ひとりの個人がその時々の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる社会の実現をめざします。

基本目標3 男女共同参画を推進する教育の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、学校、家庭、地域などにおける男女共同参画の実現をめざします。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

どのような状況にある人も安心した暮らしができる社会の実現をめざします。

基本目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識の下、その根絶と被害者の保護・支援に取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策
みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき	【基本目標1】 誰もがお互いの人権を尊重し合う社会の実現	1 人権を尊重する意識の定着 2 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進 【重点施策】 3 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり 4 相談機能の充実と連携強化 【重点施策】 5 性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進
	【基本目標2】 すべての女性が活躍できる社会の実現 (福岡市女性活躍推進計画)	1 働く場における女性活躍の推進 【重点施策】 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の推進 3 育児や介護等と仕事の両立支援 4 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進 【重点施策】
	【基本目標3】 男女共同参画を推進する教育の充実	1 男女共同参画の視点に立った教育の推進 2 メディアからの情報を主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成 3 生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進 4 男女共同参画に関する職員研修の実施
	【基本目標4】 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 ひとり親家庭への支援 2 困難な問題を抱える女性への支援 (困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画) 3 ライフステージに応じた健康対策の推進 4 男性の家庭への参画促進 5 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供 6 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実 7 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進
	【基本目標5】 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実 (福岡市 DV 対策基本計画)	1 DV 被害の早期発見と相談体制の整備 【重点施策】 2 DV 根絶に向けた啓発・教育の推進 3 DV 被害者への支援体制の整備 4 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 5 こどもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

第4章

施策の方向と内容

基本目標1 誰もがお互いの人権を尊重し合う社会の実現

数値目標

目標項目	現状 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和17年度 (2035年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえば含む)された方の割合	▷ 69.6% (令和7年度)	▶ 80%
男女共同参画に関する広報記事掲載回数	▷ 3回	▶ 4回
男女共同参画に関するサルビアセミナー講座の実施回数(男女共同参画週間)	▷ 1回	▶ 1回

1 人権を尊重する意識の定着

施策の基本的方向

本町では、昭和51年(1976年)に「差別を許さない明るい町宣言」を決議し、行政、自治会、学校などさまざまな場において人権教育・啓発による差別のないまちづくりに努めてきました。

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、人権課題はますます多岐にわたり複雑化しています。

こうしためまぐるしい変化の中において、すべての人の基本的人権が尊重される地域社会づくりをめざし、あらゆる人権課題の解決に向け、家庭・地域社会・学校・職場において、人権意識の高揚を図る必要があります。

人権課題が複雑化する中、人権の尊重に関する理解を深め、すべての多様性を認め合いながら共に生きる共生社会の実現に向けて、人権に対する正しい理解の普及を進めるなど、さまざまな啓発活動を推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 人権意識の高揚を図る取り組みを推進します。	社会教育課
○ すべての職員が高い人権意識を持って職務を遂行します。	全課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 年齢や性別、障がいの有無、国籍、性的指向やジェンダーアイデンティティなど、一人ひとりの違いを認め合い、多様な個性や価値観を尊重する意識を育む。
- 人権・青少年健全育成フェスティバルや自治会学習会に積極的に参加し、差別や偏見をなくすための正しい知識と理解を深める。
- 家庭や地域、職場など日常生活の中で、相手の立場や気持ちを思いやる言動を心がけ、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組む。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 人権に関する研修を継続的に実施し、多様な人材を尊重する意識の向上に努めましょう。
- 差別を許さない職場づくりを進め、安心して相談できる体制を整備しましょう。



性的指向とジェンダーアイデンティティ

「性的指向」とはどのような性別の人を好きになるか、「ジェンダーアイデンティティ」とは自分の性別をどう認識しているかを指す言葉で、この2つを合わせて「SOGI(ソジ)」と呼びます。

SOGIはLGBTQ+など特定の人だけでなく、すべての人が持っているものです。しかし、性のあり方が多数派と異なる人は、偏見や差別、無理解に苦しみ、誰にも打ち明けられずに孤立してしまうことが少なくありません。

性のあり方は人それぞれであり、本人の意思に反した暴露(アウティング)は決して許されません。一人ひとりの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会をともにつくっていきましょう。

2 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進

重点施策

施策の基本的方向

男女共同参画の取り組みの進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していることが挙げられます。

少子高齢化や人口減少が急速に進行する中、「家事・育児・介護は女性の仕事」、「地域や親戚の集まりでの食事の準備やお茶出しは女性の仕事」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮できる魅力的な地域づくりを進めていくことが必要となっています。

そのため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、男女共同参画に関する広報・啓発活動を進め、適切な情報提供を行い、町民の男女共同参画に関する認識を深めていきます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 男女共同参画を浸透させるため、ホームページや広報、セミナー開催などにより、情報提供や意識啓発を行います。	社会教育課
○ 図書館における男女共同参画に関する図書等の充実を図ります。	社会教育課
○ 国や兵庫県、関係機関と連携し、男女共同参画の取り組みを推進します。	全課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 男女共同参画について関心を持ち、講演会や講座、広報誌などを通じて正しい知識を身につけることで、お互いを尊重する意識を育む。
- 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について理解を深め、家庭や地域、職場など身近な場面から男女共同参画の視点を取り入れる。
- 家庭や地域活動、自治会活動などにおいて、性別にかかわらず誰もが役割や責任を分かち合い、それぞれの能力や個性を生かせる地域づくりに参加する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 男女共同参画に関する研修や啓発を継続的に実施し、従業員一人ひとりが互いを尊重し合える職場風土の醸成に努めましょう。
- 性別にかかわらず、誰もが能力や意欲に応じて活躍できる公平な雇用・人事制度を整備し、多様な人材が力を発揮できる職場づくりを進めましょう。
- 本町や地域が実施する男女共同参画に関する事業や啓発活動に積極的に協力し、地域全体で男女共同参画社会の実現に取り組みましょう。



無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

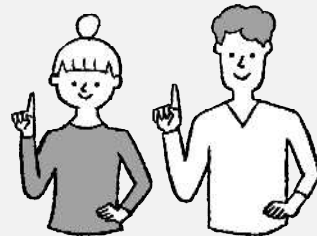
私たちは誰もが、これまでの経験や社会の慣習から「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を持っています。

例えば、

- ・ 男性は仕事、女性は家庭
- ・ 男性だから泣かない
- ・ 女性だから気配りが得意
- ・ 管理職は男性の方が向いている

といった考えも、その一例です。

思い込みに気づき、お互いを一人ひとりの個性として尊重することが、男女共同参画社会の第一歩です。



3 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

施策の基本的方向

社会経済や文化のグローバル化により、ひと・もの・情報などさまざまな分野で急速に国際化が進む中、小学校での外国語の教科化や町公式ホームページなどの多言語化、また「日本語サロン」などの国際交流事業に取り組んできましたが、とりわけ多くの外国人技能実習生が就労している本町では、今後さらなる異文化に対する理解・対応、国際感覚の醸成に向けた取り組みを充実させる必要があります。

今後は、町内に在住する外国人が住みやすく、今後増加が見込まれる外国人観光客が訪れやすい環境を整えるため、多言語情報ツールや相談体制の充実を図るとともに、地域や学校などにおいて、言語や文化に対する理解を深める機会を通して、多様な価値観を認め合うひとづくり・まちづくりに努めます。

また、国際感覚を身につけていく取り組みを進めるため、地域や企業などと連携し、言語や文化の講座を開催するなど、町民と外国人の交流事業を推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 外国人との交流機会の創出と生活支援の取り組みを推進します。	全課
○ 「ふくさき日本語サロン」を開催し、町内在住・在勤の外国人を対象に日本語や生活習慣について学習する場を提供します。	社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 多様な文化を持つ人々への理解を深め、お互いの違いを尊重し合う気持ちを大切にする。
- 「日本語ボランティアの会」に積極的に参加し、多様な文化に触れる機会を広げることで、相互理解を深める。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 多様な文化を持つ人々が安心して働けるよう、働きやすい職場環境やコミュニケーションしやすい環境の整備に努めましょう。
- 地域の多文化共生の取り組みに積極的に協力し、多様な人々がともに活躍できる社会づくりを推進しましょう。
- 多様な文化を持つ外国人従業員に「ふくさき日本語サロン」などの事業を紹介し、日本語習得や地域とのつながりづくりを支援しましょう。

4 相談機能の充実と連携強化

重点施策

施策の基本的方向

町民が抱えるさまざまな問題に対応するため、一人ひとりの状況に寄り添った相談体制が必要です。相談は多種多様であり複合的な状況である場合もあることから、関係部署や関係機関との連携によりきめ細かな支援を実施し、誰もが安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。

また、個人の人権や多様性を尊重する社会づくりを進め、誰もが安全かつ安心して暮らすことのできる社会基盤の形成を図るため、人権擁護委員による人権相談の開催を継続します。

また、令和7年(2025年)6月には、「独立行政法人男女共同参画機構法」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、独立行政法人男女共同参画機構が令和8年度(2026年度)に新設されるとともに、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成をより効果的に進めるため、関係者同士の連携や協働を促進するための施策に取り組むよう努めることとされたことから、関係機関の連携強化に取り組みます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 福祉に関する相談窓口の明確化と連携を推進します。	福祉課 ほけん年金課
○ 男女共同参画に関する相談窓口を周知します。	社会教育課
○ 人権擁護委員による人権相談を開催します。	住民生活課
○ さまざまな問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向け、関係機関との連携を強化します。	全課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 悩みや困りごとを一人で抱え込まず、必要に応じて相談窓口や専門機関を積極的に利用する。
- 本町や関係機関が設置する相談窓口について日頃から関心を持ち、必要なときに利用できるよう情報を確認する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 従業員が安心して相談できる相談窓口や相談体制を整備するとともに、相談しやすい職場環境づくりに努めましょう。

5 性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進

施策の基本的方向

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人たちがいます。こうした人たちは、日常生活での精神的苦痛、学校生活でのいじめ、就職・昇進での不利益など、さまざまな場面で困難に直面することがあります。また、自らの性に悩みを抱えていても、周りの理解不足から相談できず孤立したり、打ち明けることに不安を感じたりすることがあります。

性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

すべての町民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する町民の理解の促進に関する施策を推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 誰もがお互いの人権を尊重し合う社会をめざし、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する意識啓発に努めます。	全課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 性的指向やジェンダーアイデンティティは一人ひとり異なることを理解し、多様な生き方や価値観を尊重する意識を持つ。
- 正しい知識を学ぶ機会に積極的に参加し、当事者の思いや立場に寄り添いながら理解を深める。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する正しい理解を深めるための研修や啓発を実施し、多様性を尊重する職場づくりを進めましょう。
- 性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした差別やハラスメントを防止するとともに、性別にかかわらず、誰もが安心して能力を発揮できる職場環境を整備しましょう。

基本目標2 すべての女性が活躍できる社会の実現

【福崎町女性活躍推進計画】

数値目標

目標項目		現状 令和6年度 (2024年度)		目標値 令和17年度 (2035年度)
町の審議会における女性委員の割合	▷	25.5%	▶	40.0%
農業委員における女性委員の割合	▷	16.7%	▶	20%
管理職(町職員)の女性の割合	▷	28.0%	▶	30%
ミモザ認定企業数	▷	4 社 (令和7年度末)	▶	7 社
男性職員(町職員)の育児休業などの取得割合 (子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む)	▷	100%	▶	100%
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉と内容を知っている割合	▷	27.5% (令和7年度)	▶	80%

1 働く場における女性活躍の推進

重点施策

施策の基本的方向

人口減少を迎え、将来の労働力不足が懸念されている中で、女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現するとともに、本町が持続的な発展を確保するためには、女性の職業生活におけるさらなる活躍が必要です。

パートタイム労働など非正規労働者に占める女性の割合が高い実態を踏まえ、処遇改善や労働条件の整備などが促進されるよう、性別にかかわらず、誰もが多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に努めます。

また、女性の再就職を支援するため、職業能力向上に向けた講座や関係機関と連携したセミナーの実施、また就労に関する情報の収集や提供を行います。

加えて、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は男女間賃金差異と女性管理職比率が情報公表の必須項目となったことや、女性の活躍の推進は女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されたことなど、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取り組みが行われるよう周知・啓発を行います。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 事業者を対象に、働く意欲のある人が能力を発揮し、労働者のニーズに対応した多様な働き方ができるよう、関連制度等についての周知・啓発を行います。	地域振興課 社会教育課
○ (再) 就業や起業など女性のチャレンジを支援します。	地域振興課 社会教育課
○ 農業部門への女性の進出を促進します。	農林振興課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 性別にかかわらず、誰もが一人ひとりの能力や個性を尊重し、自分らしく働き、活躍できる社会について理解を深める。
- 女性が働き続けることやキャリアアップに挑戦することを前向きに応援し、家庭や地域においても互いに支え合える環境づくりに努める。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 採用や配置、昇進、賃金などにおいて性別による不利益な取扱いを行わず、一人ひとりの能力や意欲に応じた公平・公正な人事管理を推進しましょう。
- 女性が能力を十分に発揮し、管理職や意思決定の場で活躍できるよう、人材育成やキャリア形成への支援を充実しましょう。
- 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性活躍の推進に積極的に取り組み、働きやすく働きたいのある職場づくりに努めましょう。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の推進

施策の基本的方向

恒常的な残業を前提とした働き方は、家事・育児等の家庭生活やボランティア等の地域生活への参画、また、余暇における健康づくり・能力開発・趣味を楽しむことなどによる豊かな生活の実現を困難にするものであり、改善に向けた取り組みが重要となります。

残業をしない働き方や、出社や退社時間の調整(フレックスタイム制)、テレワークによる柔軟な働き方に加え、誰もが休みやすい職場の体制づくり、AIの活用やDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進による生産性を意識した効率的な業務運営等を総合的に進めることが重要です。

そのため、長時間労働の是正など、働き方の見直しと、柔軟な働き方を促進するための意識啓発や情報提供を行い、仕事と家庭生活の両立を推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 働き方の見直しと労働環境改善のための情報提供と啓発の推進に取り組めます。	地域振興課 社会教育課
○ ワーク・ライフ・バランスを普及・促進するための啓発活動を推進します。	地域振興課 社会教育課
○ 本町職員について、多様で柔軟な働き方を推進し、心身ともに充実し、健康に働ける職場環境の充実に取り組めます。	総務課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 仕事だけでなく、家庭生活や地域活動、趣味なども大切にし、自分らしい働き方や暮らし方について考える。
- 長時間労働や固定的な性別役割分担意識を見直し、誰もが仕事と家庭を両立しやすい社会について理解を深める。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進などに取り組み、従業員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境を整備しましょう。
- テレワークや時差出勤、短時間勤務など、多様な働き方を推進し、それぞれの事情に応じて柔軟に働ける環境づくりを進めましょう。

3 育児や介護等と仕事の両立支援

施策の基本的方向

長時間労働等の労働慣行の下、育児や介護等により時間的な制約を抱える女性が重要な仕事を経験できずキャリア形成ができないといった状況があります。

また、育児や介護のみならず、さまざまな理由から勤務時間や勤務地の配慮が求められることがあり、そのような場合でもキャリア形成ができるよう、テレワークやフレックスタイム制等を有効に活用することが重要となっています。

そのため、性別にかかわらず、誰もが育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成を行い、職場において活躍できることが重要との視点に立ち、一人ひとりの能力や個性を把握した上で、多様な働き方の推進、男性の育児休業取得促進など、両立支援のための環境整備に取り組みます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 育児休業、介護休業をとりやすい環境を整備します。	総務課
○ 仕事と育児・介護に関する各種サービスなどの情報提供や啓発を行います。	地域振興課 ほけん年金課
○ 事業者に対し、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場の環境整備等についての周知・啓発を行います。	地域振興課 社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 育児や介護は家族の誰か一人だけが担うものではなく、家族全員で協力し合いながら支え合う意識を持つ。
- 育児休業や介護休業、地域の子育て支援や介護サービスなどの制度について理解を深め、必要に応じて積極的に活用する。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 育児休業や介護休業、短時間勤務制度などを利用しやすい職場環境を整え、仕事と家庭の両立を支援しましょう。
- 育児や介護を理由に離職することがないよう、柔軟な勤務制度や復職支援など、一人ひとりの事情に応じた支援に努めましょう。
- 性別にかかわらず、誰もが育児休業や介護休業を取得しやすい職場風土を醸成し、制度を利用しやすい環境づくりを推進しましょう。

4 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の 参画促進

重点施策

施策の基本的方向

近年は、若い女性が地方から都市へ転出する傾向が強くなっており、女性や若者の都市への転出によって、地域の活力が低下することが懸念されています。本町の将来を見据えると、地域の活力を高めていくためにも、男女共同参画を推進し、固定的な性別役割分担意識から解放され、都市に住む人も地方に住む人も、すべての人が希望に応じて、その個性と能力を十分に発揮することができる地域へと変革するための取り組みを推進することが非常に重要です。

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、さまざまな視点が確保されることにより、すべての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

また、地域の活力を高めていくためにも、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮できる魅力的な地域づくりを進めていくことが求められます。

加えて、自治会などの地域活動において、女性リーダーを増やすことは、地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点及び女性の意見を取り入れ、反映することにつながります。

そのため、本町の職員や審議会・委員会、自治会、町内企業等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進のための取り組みを進めます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 特定事業主行動計画に基づいた取り組みを推進します。 ○ 行政分野及び学校教育分野における女性管理職の登用を推進し、さらなる女性管理職割合の向上を図ります。	総務課 学校教育課
○ 町の審議会・委員会などへの女性登用率の向上をめざします。 ○ 計画策定時点から積極的に女性を登用し、意見反映を行った計画策定及び推進を行います。	全課
○ 事業者を対象に、女性活躍推進法の改正など、関連制度等についての周知・啓発を行います。 ○ 町内企業等における女性の職域拡大を進めるために、国の「えるぼし認定」や兵庫県の「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」の周知を行います。	地域振興課 社会教育課
○ 「ふくさき女性応援ねっと」をはじめとした女性の地域活動への参加を働きかける等、女性の参画促進のための啓発を進めます。	社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 地域活動や自治会活動、PTA、各種団体などへ積極的に参加し、性別にかかわらず、誰もが地域づくりに参画する意識を持つ。
- 性別にかかわらず、意欲や能力のある人がリーダーや役員などの役割を担えるよう、お互いを尊重し応援する意識を持つ。
- 女性が政策や方針の決定に参画することの重要性を理解し、多様な視点が生かされる社会づくりについて理解を深める。
- 家庭や地域においても、性別にかかわらず、誰もが対等な立場で話し合い、協力して意思決定を行うことを心がける。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 女性が管理職や役員など意思決定の場で活躍できるよう、人材育成やキャリア形成への支援を積極的に進めましょう。
- 性別にかかわらず能力や実績に応じた公平な評価・登用を行い、多様な人材が活躍できる組織づくりを推進しましょう。
- 女性がリーダーとして活躍できるよう、研修やメンター制度などの育成機会を充実させ、将来を担う人材の育成に取り組みましょう。
- 多様な視点を経営や組織運営に取り入れることで、新たな価値や発想を生み出し、持続可能な企業経営につなげましょう。



多様な視点がより良い意思決定につながる

様々な意思決定の場に多様な人材が参画することで、それぞれの経験や生活実態に基づく様々な意見やニーズが反映されやすくなります。その結果、より幅広い視点から課題を捉え、多角的な議論を行うことができ、地域や組織の実情に即したより良い意思決定につながることを期待されます。

女性の参画は、女性だけのためのものではありません。家庭や地域、職場など、あらゆる場面で多様な人が意思決定に参画することは、誰もが能力を発揮しやすい社会の実現や、地域の活力の向上にもつながります。一人ひとりの声を大切に、多様な意見を尊重しながら、誰もが参画できる社会を目指していきましょう。



基本目標3 男女共同参画を推進する教育の充実

数値目標

目標項目		現状 令和6年度 (2024年度)		目標値 令和17年度 (2035年度)
思春期支援教室の開催回数	▷	33回	▶	35回
老人大学一般教養講座「人権月間」参加人数	▷	68人	▶	70人

1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の基本的方向

次世代を担うこどもたちが、性別にかかわらず、ひとりの個人として自分らしく生きていくためには、幼少期からの人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育が重要です。

学校教育においては、教職員が男女共同参画への理解を深め、固定的な性別役割分担意識にとらわれない指導を行うとともに、教育活動全体を通じて、一人ひとりの個性や能力が尊重される環境づくりを推進します。

また、家庭や地域社会と連携しながら、こどもたちが多様な生き方を認め合い、互いを尊重する心を育む取り組みを進めるとともに、保護者や地域住民に対しても、男女共同参画に関する意識啓発を図り、社会全体でこどもたちの健全な育ちを支える環境を整備します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 性と生殖に関する健康や権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）やプレコンセプションケアが広く認識されるよう意識の普及に努めます。 ○ 男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の充実を推進します。 ○ こどもたちが性差にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成を推進します。	ほけん年金課 学校教育課 社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 家庭はこどもにとって最も身近な学びの場であることを意識し、性別にかかわらず、誰もが一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、自分らしく成長できるよう見守りを行う。
- こどもの進学や就職、将来の生き方については、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、本人の意思や可能性を尊重するよう心がける。
- 男女共同参画や人権に関する講座や地域活動などへ積極的に参加し、家庭や地域で学んだことを実践することで、男女平等への理解を深める。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 次世代を担うこどもたちが、多様な働き方や職業観を学べるよう、職場見学や職業体験などの教育活動に積極的に協力しましょう。
- 男女共同参画の視点に立ったキャリア形成について理解を深める機会を設け、性別にかかわらず、誰もが多様な職業選択ができる社会づくりに協力しましょう。
- 本町や学校、地域と連携し、こどもたちが将来に希望を持ち、自らの能力を発揮できる環境づくりに取り組みましょう。



将来の自分のために「プレコンセプションケア」

プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を見据えて健康管理を行う取り組みです。

食生活や運動、十分な睡眠、適正体重の維持、喫煙や飲酒への配慮、こころの健康など、日頃の生活習慣を見直すことは、将来の妊娠・出産だけでなく、生涯にわたる健康の維持・増進につながります。

また、妊娠・出産を望まなくてもプレコンセプションケアは「自分の心と身体をどう守るか」にも関係しているため、すべての人に関係してきます。

一人ひとりが正しい知識を身につけ、自分らしいライフプランを考えながら健康づくりに取り組めるよう、社会全体で理解を深めていくことが大切です。



2 メディアからの情報を主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成

施策の基本的方向

近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどのさまざまな機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線LANの利用環境も拡大するなど、誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しており、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、リベンジポルノや性的ディープフェイク、こどもの性被害など、人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化しています。

近年の情報化の進展に伴って、子どもや女性の人権を侵害するような違法、有害な情報が容易に受発信される現状に対応していくため、こどもが健全に育つための学校教育をはじめとするさまざまな場面におけるメディア・リテラシー向上の取り組みを進めます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 小中学校の学習の機会や一般の方の生涯学習の機会において、メディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育課 社会教育課
○ 地域の青少年健全育成委員、青少年補導委員会、学校、各種団体、警察・育成センターとの連携を図り、有害環境の改善に取り組みます。	社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- テレビや新聞、インターネット、SNSなどから得られる情報をそのまま受け入れるのではなく、情報の正確性や発信意図を意識しながら主体的に判断する力を身につける。
- 性別による固定的なイメージや偏見を助長する情報に気づき、多様な価値観を尊重する視点を持つことで、男女共同参画への理解を深める。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 広告や広報、SNSなどによる情報発信においては、固定的な性別役割分担意識や偏見を助長する表現とならないよう十分配慮しましょう。
- 従業員に対して情報モラルやメディア・リテラシーに関する研修を実施し、適切な情報発信と情報活用ができる人材の育成に努めましょう。

3 生涯学習におけるジェンダー平等教育の推進

施策の基本的方向

性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持ちます。家庭・職場・地域社会において、人々が互いの違いを認め合い、対等なパートナーとして共に支え合う社会を構築するためには、こどもから高齢者に至るあらゆる世代が、生涯を通じて学び続けられる環境を整備することが不可欠です。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、長年にわたる慣習や社会通念の中で形成されてきたものであり、個人が意識しないまま行動や判断に影響を与えることが少なくありません。こうした意識や思い込みを解消し、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、地域住民が気軽に参加できる講座・ワークショップ・学習会等、多様な学習機会を充実させ、ジェンダー平等教育の推進を図ります。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 男女共同参画の視点に立った生涯学習講座や事業を展開します。	社会教育課
○ 地域でのリーダーとなる人材を育成できる講座や事業を展開します。	全課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 年齢やライフステージにかかわらず、男女共同参画や人権、多様性について学ぶ機会を積極的に活用し、学び続ける姿勢を大切にする。
- 地域の講座や学習活動、ボランティア活動などに参加し、多様な世代や立場の人との交流を通して理解を深める。
- 学んだ知識や経験を家庭や地域で生かし、誰もが互いを尊重し支え合う地域社会づくりに取り組む。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 従業員が男女共同参画や人権、多様性について学ぶ機会を設け、一人ひとりの意識向上と人材育成に取り組ましましょう。
- 地域で実施される講座や学習活動への参加や協力を通じて、生涯学習の推進と地域社会への貢献に努めましょう。

4 男女共同参画に関する職員研修の実施

施策の基本的方向

本町の職員一人ひとりが男女共同参画の理念や意義を正しく理解し、男女共同参画の視点を持って業務に取り組むことができるよう、体系的かつ継続的な研修を実施する必要があります。

そのため、法制度や社会的課題に関する基礎的知識の習得に加え、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきなど、多様な立場に配慮した行政サービスの提供につながる実践的な内容の充実を図ります。

また、全職員を対象とした段階的な研修機会の確保とともに、管理職に対しては組織運営や人材育成の観点からの理解促進を図り、組織全体として男女共同参画を推進する体制の強化をめざします。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 実施する研修に男女共同参画の視点を取り入れ、全職員を対象に研修を行います。	総務課 社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 男女共同参画の推進には行政だけでなく町民一人ひとりの理解と協力が重要であることを認識し、男女共同参画施策への関心を深める。
- 男女共同参画に関する本町の取り組みや施策について理解し、講演会や意見交換会などへ積極的に参加することで、より良いまちづくりに参画する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 本町が実施する研修や啓発事業への参加・協力を通じて、地域全体で男女共同参画を推進する取り組みに参画しましょう。
- 本町や関係機関との連携を深め、それぞれの立場から男女共同参画の推進に取り組むことで、誰もが働きやすく暮らしやすい地域づくりに協力しましょう。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

数値目標

目標項目		現状 令和 6 年度 (2024 年度)		目標値 令和17年度 (2035年度)
男性職員(町職員)の育児休業などの取得割合 (子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む)	▷	100%	▶	100%
防災会議における女性委員の割合	▷	0%	▶	15%
消防団員に占める女性の割合	▷	0.3% (令和7年度末)	▶	5.0%
子宮頸がん検診受診率(20 歳以上)	▷	36.4%	▶	50%
乳がん検診受診率(40 歳以上)	▷	33.8%	▶	50%

1 ひとり親家庭への支援

施策の基本的方向

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、育児、家事、仕事などの生活全般でさまざまな困難を伴う場合があります。ひとり親家庭が自立して安定した生活を営みながら安心して子育てができるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かで総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境の整備を引き続き進めるとともに、ひとり親家庭が抱える子育て、就業及び養育費等の相談に対応するため、関係機関との連携を図り、自立に必要な情報提供を行います。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ ひとり親家庭への支援を要する世帯に対し、県などの関係機関と連携し、相談・支援に努めます。	住民生活課 ほけん年金課 学校教育課 福祉課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 地域の子育て活動や見守り活動に積極的に参加し、ひとり親家庭が孤立することのないよう支え合いの輪を広げ、困っている人が身近にいる場合は必要な支援につながるよう声をかける。

【企業のみなさんをお願いすること】

- ひとり親家庭の就労継続や生活の安定につながるよう、柔軟な勤務制度や休暇制度の充実に努めましょう。
- 本町や地域が実施する子育て支援の取り組みに協力し、こどもを安心して育てられる地域社会づくりに参画しましょう。



女性特有の健康課題を知っていますか？

女性の心と体は、一生を通じて女性ホルモンの波に寄り添いながら、大きく変化していきます。

思春期から、妊娠・出産期、更年期、そして高齢期へ。それぞれの時期に現れる月経のつらさや更年期症状、骨粗しょう症などは、女性にとって日常を左右する大きな課題です。また、子宮頸がんや乳がんといった、定期的な検診による早期発見が未来を守る病気もあります。

こうした健康の課題は、決して女性個人だけの問題ではありません。

家族、職場、そして地域みんなが「女性特有のゆらぎや不調」を正しく知り、お互いにサポートし合える環境をつくること。

一人ひとりが健康で、自分らしく輝き続けられるまちを、私たちみんなで育んでいきましょう。



2 困難な問題を抱える女性への支援

【困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

施策の基本的方向

女性が抱える困難は、性的な被害やDV、経済的な困難、障がい、住居問題等多岐にわたり、最終的に地域で自立して生活していくためには、福祉や医療、就労支援など、関係機関の連携の下にさまざまな地域資源を活用していく必要があります。

そのため、各制度の垣根を越えて担当者間で顔の見える関係を構築しながら、分野横断的に連携を深めることにより、困難を抱える女性に対し切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

困難を抱えている女性の意思を尊重し、それぞれのニーズに応じた支援ができるよう、庁内だけでなく、関係機関との連携や民間団体との協働により、早期発見による迅速な対応や切れ目のない支援を実施します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 困難な問題を抱える女性への支援に関し、関係各課が相互の連携を図り、相談者への適切な支援等の取り組みを推進します。	ほけん年金課 社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 経済的困窮やDV、性暴力、家庭問題など、さまざまな困難を抱える女性がいることへの理解を深め、偏見や先入観を持たずに接するよう心がける。
- 困っている人が孤立しないよう、日頃から地域で声を掛け合い、必要に応じて相談窓口や支援機関につなぐなど、温かく寄り添う。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 困難な状況にある女性が安心して働き続けられるよう、相談しやすい職場環境の整備や柔軟な働き方の導入に努めましょう。
- 本町や関係機関と連携し、必要な支援制度の周知や適切な支援につながる体制づくりに協力しましょう。

3 ライフステージに応じた健康対策の推進

施策の基本的方向

性別にかかわらず、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し合うことが重要です。また、適切な時期に、性や健康に関する知識を持ち、妊娠・出産の希望を含む自らの将来を考え健康管理を行う「プレコンセプションケア」については、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要です。

特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在します。

女性特有の特徴に関する正しい知識の周知・啓発を行うとともに、町民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、課題を正しく理解し解決できるよう、関係機関が連携し切れ目のない支援を実施して、健康づくりを促す取り組みを進めます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ ライフステージに応じた健康管理や疾病予防などの健康づくりを進めます。 ○ 妊娠期から産後における母体の健康の保持・増進を支援します。 ○ 個々の特性に応じた健康の保持・増進を支援します。特に女性特有のがんである子宮頸がんや、女性に多い乳がんの早期発見・早期治療のため、検診の実施や啓発を行います。	ほけん年金課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 心身の健康は充実した生活の基盤であることを理解し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組む。
- 定期的な健康診断やがん検診を受診するとともに、食生活や運動習慣の改善など、健康の維持・増進に努める。
- 妊娠・出産、更年期など、女性特有の健康課題について理解を深め、お互いを思いやり支え合う。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 健康診断やストレスチェックの実施、健康づくりに関する情報提供などを通じて、従業員の健康保持・増進を支援しましょう。

4 男性の家庭への参画促進

施策の基本的方向

男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があります。その結果、女性が働く場において活躍することが困難となる場合が多く、男性の家事・育児等の家庭への参画の促進は、女性の職業生活における活躍を推進する上で、解決しなければならない重要な課題の一つです。

そのため、性別にかかわらず、誰もが家事・育児等の家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革・理解の促進等に取り組むとともに、育児休業等、男性による両立支援制度の活用を推進することにより、男性の家庭への参画を促進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 男性の子育てへの参加促進と男女の意識改革に向けた情報提供や意識の啓発を行います。また、家族でふれあう機会を設けます。	学校教育課 ほけん年金課 社会教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 家事や育児、介護などは家族全員で協力して担うものであることを理解し、男性も積極的に家庭生活へ参画する。
- 家族で話し合いながら役割を分担し、お互いを尊重し支え合う家庭づくりを進める。
- 男性が家庭生活へ参画することは、女性の活躍だけでなく、家族全員の豊かな暮らしにつながることへの理解を深める。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 男性が育児休業や介護休業などを取得しやすい職場環境を整備し、仕事と家庭を両立できる働き方を推進しましょう。
- 家庭生活への参画を支援する制度について周知するとともに、制度を利用しやすい企業風土の醸成に努めましょう。

5 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供

施策の基本的方向

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯が多くなっているとともに、その就業形態も多様化していることから、家庭、事業者、行政等が連携し、仕事と子育てを個々の希望するバランスで両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、保護者が安心して仕事と子育てを両立させるためには、多様化する保護者のニーズに合った環境づくりや保育サービスの提供が必要になります。

そのため、保護者の仕事や家庭の状況等に対応した多様な保育サービスの提供を図るとともに、制度の周知に努めます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 幼保連携型認定こども園において、就学前のこどもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行います。	学校教育課
○ 教育・保育施設の適切な運営管理を図るとともに、施設修繕や人材確保に努め、提供体制の整備を推進します。	
○ 「子ども・子育て支援法」に基づく、地域子ども・子育て支援事業を推進し、制度についての周知を図ります。	学校教育課 ほけん年金課
○ 地域の子育て支援を行う機関が、それぞれの役割を充実させ、効率よく適切な支援ができるよう連絡会などを定期的に行い、連携を図ります。	ほけん年金課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- こどもは地域全体で育てるという意識を持ち、子育て家庭を温かく見守り、安心して子育てができる地域づくりに参加する。
- 子育て支援制度や保育サービスについて理解を深め、必要に応じて積極的に活用する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 子育て中の従業員が仕事と家庭を両立できるよう、柔軟な勤務制度や休暇制度の充実に努めましょう。
- 地域の子育て支援活動やこどもの健全育成に関する取り組みへ積極的に協力しましょう。

6 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実

施策の基本的方向

高齢者の人権を尊重した介護体制を確立するためには、介護保険制度などによる介護サービスの充実を図ることはもとより、年齢や性別を問わず、すべての人が「我が事」として向き合い、住民同士が支え合う地域づくりの機運を一層高めていくことが重要です。

また、働きながら要介護者等を在宅で介護する家族等の負担が増加し、介護離職やダブルケア等の問題が表面化しており、介護者の不安や負担の軽減、相談・支援を図ることが必要とされています。

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅支援サービスの充実・強化に取り組みます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域資源や地域の高齢者の特徴を踏まえ、住民が地域の関係者を交えて地域の課題を共有し、「我が事」ととらえ、課題解決に向けて話し合う場を持つとともに、課題解決に向けた取り組みが生み出されるような仕組みづくりを行います。	ほけん年金課
○ 地域の「通いの場」継続支援を行うとともに、通いの場を活用し、健康寿命の延伸に向けて、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。	ほけん年金課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 介護を家族だけで抱え込まず、本町の地域包括支援センターや地域、専門機関の支援を活用しながら、安心して介護を続けられる環境づくりに努める。
- 地域で高齢者や介護を担う家族を見守り、お互いに支え合う地域づくりに参加する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 介護と仕事の両立ができるよう、介護休業制度や柔軟な勤務制度の利用促進に努めましょう。
- 介護を理由とした離職を防ぐため、相談体制の充実や職場内での理解促進に取り組みましょう。

7 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

施策の基本的方向

令和5年(2023年)に閣議決定された「国土強靱化基本計画」において、新たな施策の柱の一つとして位置付けられた「地域における防災力の一層の強化」において、「男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進」の項目が設けられ、「国や地方公共団体の防災組織や、災害発生時の初動を行う災害対策本部への女性登用をより一層促進するほか、地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時のBCP策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取り組みを進める」とされました。

防災・減災、災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが必要であり、災害からすべての人を守る第一歩として、女性の視点をしっかり踏まえた防災・減災を進めていかなければなりません。

そのため、防災における意思決定の場への女性の参画を進め、男女共同参画の視点からの災害対応の取り組みを進めます。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 男女共同参画の視点に立って防災対策に取り組みます。 ○ 男女共同参画の視点に立った、地域における防災意識の向上を図ります。	総務課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- 災害時には、性別や年齢、障がいの有無、国籍などにより、それぞれ異なる立場やニーズがあることを理解し、誰もが安心して避難できる地域づくりに取り組む。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 防災計画や事業継続計画（BCP）の策定・見直しに当たっては、男女共同参画の視点や多様な立場の人への配慮を取り入れましょう。
- 本町や地域、自主防災組織などと連携し、災害時の支援活動や地域防災力の向上に積極的に協力しましょう。

基本目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

【福崎町 DV 対策基本計画】

数値目標

目標項目	現状 令和 6 年度 (2024 年度)	目標値 令和17年度 (2035年度)
若年層へのデート DV に関する啓発回数	▷ 17 回	▶ 15 回
DVに関する広報等記事掲載回数	▷ 1回	▶ 4回
DVを受けた後、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	▷ 47.5% (令和7年度)	▶ 45%

1 DV 被害の早期発見と相談体制の整備

重点施策

施策の基本的方向

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、DV は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用することができるよう、広く周知するとともに、関係機関が連携して被害を認識した場合に相談窓口に関する情報提供が行われる体制を構築します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 「ふくさきっこステーション」(福崎町こども家庭センター)において、電話・面接などによる DV 相談に応じ、被害者の支援に努めます。 ○ 庁内や関係機関との連携を密にし、適切な対応ができるような体制を整備します。 ○ 相談窓口の周知やプライバシーに配慮した相談室を確保するなど、相談しやすい体制を整備します。	ほけん年金課
○ 啓発活動や広報などにより DV に関する情報提供を行い、町民に対して問題意識の向上を図り、被害者の早期発見支援につなげます。	ほけん年金課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- DVは重大な人権侵害であることを理解し、暴力を決して許さない意識を持つ。
- 自分や身近な人がDVに悩んでいる場合は、一人で抱え込まず、早めに相談窓口や専門機関へ相談するよう心がける。
- 地域や職場などでDVが疑われる場合には、被害者の気持ちに寄り添いながら、相談窓口や関係機関につなぐなど、安心して支援を受けられるよう協力する。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 従業員がDVについて正しく理解できるよう、研修や啓発を実施し、相談しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- DV被害を受けている従業員が安心して相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげましょう。
- 被害者の安全やプライバシーに十分配慮しながら、安心して働き続けられる職場環境の整備に取り組みしましょう。

2 DV 根絶に向けた啓発・教育の推進

施策の基本的方向

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を地域全体で共有するため、継続的かつ効果的な啓発・教育を推進する必要があります。

そのため、DV に関する正しい知識の普及や、被害に気づき適切な支援につなげる意識の醸成を図るとともに、こどもを含めたあらゆる世代に対し、暴力を容認しない意識や対等な人間関係を築く力を育む教育の充実を図ります。

また、関係機関と連携しながら、地域や学校、職場等における啓発機会の拡充を図り、DV の未然防止と早期発見につながる環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 小中学生に対し、思春期支援教室などの健康教育を成長発達段階に応じて計画的に展開します。	ほけん年金課 学校教育課
○ 広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどで、DV防止に関する正しい知識を提供します。	ほけん年金課 社会教育課 学校教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- DVは身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれることを理解し、暴力を容認しない意識を持つ。
- 家庭や学校、地域において、お互いを尊重し合う人間関係やコミュニケーションの大切さについて理解を深める。

【企業のみなさんをお願いすること】

- DVや人権に関する研修や啓発を継続的に実施し、暴力を許さない職場風土の醸成に努めましょう。
- 本町や関係機関が実施するDV防止の取り組みに積極的に協力し、地域全体で暴力のない社会づくりを推進しましょう。

3 DV 被害者への支援体制の整備

施策の基本的方向

DV 被害者が社会的に自立して生活するためには、経済的支援、住宅の確保、こどもの育成、心のケアなどさまざまな支援が必要であり、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していく必要があります。

DV 被害者に対して、地域における身近な相談から、保護・社会的自立までの切れ目のない支援を行うとともに、非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）についても、被害者の安全確保のため、相談支援や一時保護等の支援に取り組みます。

また、被害者への適切な支援を行うため、関係各課が連携し情報共有を図り、効率的・効果的な支援ができるよう支援体制の強化を図ります。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ DV被害者の支援体制の整備・充実を行います。	住民生活課
○ DV被害者の情報管理を徹底します。	ほけん年金課
○ DV被害者の心身のケアを行います。	ほけん年金課 学校教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- DV被害者を責めたり、一人で解決を求めたりすることなく、その気持ちに寄り添うことを心がける。
- 被害者が安心して相談や支援を受けられるよう、相談窓口や支援制度について理解を深め、必要な支援につながるよう協力する。
- 被害者やその家族が地域で孤立することのないよう、お互いを支え合い、安心して暮らせる地域づくりに取り組む。

【企業のみなさんをお願いすること】

- 被害者の個人情報やプライバシーの保護を徹底し、安心して相談できる体制を整備しましょう。
- 本町や警察、支援機関などと連携し、必要な支援を適切に受けられるよう協力しましょう。

4 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向

セクシュアルハラスメントは、上下関係に基づく影響力を背景とする性犯罪等の犯罪となる重大な人権侵害をも含む行為であり、個人の尊厳や人格を傷つけるものです。

こうした認識の下で、セクシュアルハラスメントに関する意識改革に向けた取り組みを進め、セクシュアルハラスメントは決して許されない行為であるという社会全体の機運を醸成する必要があります。

また、令和7年(2025年)6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。本改正により、令和8年(2026年)10月より、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。

引き続き、各種ハラスメント問題について、企業における防止策の徹底と安心して働ける環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ 事業主及び労働者にかかるセクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止のための啓発活動を推進します。	地域振興課 社会教育課
○ 町職員を対象に、セクシュアルハラスメント等の各種ハラスメントの防止を目的とした研修を実施します。	総務課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- セクシュアルハラスメントは相手の尊厳や人権を傷つける行為であることを理解し、互いを尊重した言動を心がける。
- 職場や学校、地域など、あらゆる場面でハラスメントを見過ごさず、被害を受けたり、被害に気付いたりした場合は、一人で悩まず相談窓口や信頼できる人へ相談する。

【企業のみなさんにお願いすること】

- セクシュアルハラスメントを許さない方針を明確にするとともに、すべての従業員を対象とした研修や啓発を継続的に実施しましょう。
- 被害者が安心して相談できる相談窓口を整備し、迅速かつ適切な対応と再発防止に努めましょう。

5 こどもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

施策の基本的方向

DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に行われている場合があります。こども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）はこどもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、こどもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。DVは、こどもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊し、心身にさまざまな影響を与えるといわれています。

また、こどもに対する暴力はDVだけではありません。こどもの人権をめぐる動向は深刻化しており、いじめや体罰、こども虐待、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。

次世代の社会を担うすべてのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの役割と責任を自覚し、地域全体でこどもを健やかに育てる体制を構築しなければなりません。

地域をはじめ関係機関との連携を強化し、こどもに対する暴力をなくすための総合的な施策を推進し、こどもに対する暴力の根絶に向けた対策を推進します。

具体的な取り組み

具体的な取り組みの内容	担当課
○ こども虐待防止に対する町民の関心理解を高め、住民の通報義務等について周知・啓発を図ります。	ほけん年金課 学校教育課
○ こどもや保護者が相談しやすい相談体制の充実を図り、虐待については、関係機関と連携しながら対応します。	ほけん年金課 学校教育課
○ こどもに対する性暴力を防止するため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）の周知を行い、こどもの安全を確保するための取り組みを進めます。	学校教育課

福崎町男女共同参画の実現に向けて

【町民のみなさんができること】

- こどもは一人の人格を持つ権利の主体であることを理解し、体罰や虐待、いじめなど、あらゆる暴力を許さない意識を持つ。
- こどもの様子に気になる変化が見られた場合には、地域や学校、関係機関と連携し、早期発見・早期対応につながるよう行動する。
- 地域全体でこどもを見守り、安心して健やかに成長できる環境づくりに積極的に参加する。

【企業のみなさんにお願いすること】

- 従業員に対して児童虐待やこどもの権利に関する理解を深める啓発を行い、こどもの人権を尊重する意識の向上に努めましょう。
- 本町や地域、関係機関と連携し、こどもの見守り活動や健全育成に関する取り組みへ積極的に協力しましょう。



インターネット上の暴力とハラスメント

SNSの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷や性的な画像の拡散(リベンジポルノ)、執拗なつきまといなど、デジタル空間での暴力が深刻化しています。こうした被害は特に女性に向けられやすく、容姿や性への攻撃など、女性であることを理由とした中傷が集中する事例も少なくありません。



一度拡散された情報を完全に消すことは難しく、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼします。「ネット上のことだから」と軽視せず、現実の暴力と同じ人権侵害であるという認識を、社会全体で共有することが大切です。

被害に遭ったときは、ひとりで悩まず相談窓口へご相談ください。

第5章

計画の推進体制

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理するとともに、さまざまな機関等との連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

1 推進体制の整備

- 本町における男女共同参画社会の実現を、本町のさまざまな主体が連携して総合的に進めるための機関として「男女共同参画推進協議会(仮称)」の設置を検討します。「男女共同参画推進協議会(仮称)」は、住民、企業、各種団体(自治会、ボランティア団体)、行政など各主体の代表によって構成し、各種団体との意見交換、町民の意見集約などを行います。また、施策全体の進捗を管理し、課題の抽出や施策の改善を図るなど、計画の総合的かつ効率的な推進を支援します。
- 本計画を着実に推進するため、庁内の各課代表を構成員とした「男女共同参画庁内推進委員会(仮称)」を設置し、本計画に基づく施策の推進及び進行管理を行います。

2 推進のための連携強化

- 本計画の効果的な実施のために、国や独立行政法人男女共同参画機構、兵庫県と連携、協調を図ります。
- 男女共同参画の推進は、行政のみの力でできるものではありません。あらゆる分野で町民一人ひとりの自主的な取り組みが必要となります。町民が自主的な取り組みを行えるよう、あらゆる情報提供や相談支援を行います。
- 男女共同参画をあらゆる場で実現するためには、企業においても積極的な取り組みを行う必要があります。企業への情報提供や、企業との意見交換など、課題解決のための積極的な取り組みを促進します。
- 地域のリーダーや活動の推進力となる各種団体と緊密な連携を取り、町民の自主的な活動を促進します。各種団体との情報交換、各種団体の活動の支援、施策実施における協力要請など、各種団体との連携強化を推進します。

3 計画推進のための活動基盤の整備

男女共同参画施策を推進していくためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究などのさまざまな活動拠点の整備・充実が必要です。

今後、本計画に掲げられた施策を確実に実施していく拠点として、また、情報収集・発信や各種相談など、町民の活動のための拠点として、さらには町民同士の交流の場として、自由に、気軽に町民が集える拠点施設の整備が必要です。